

No.	ページ	旧:現行の県過疎方針(令和3年度～令和7年度)	新:新たな県過疎方針(令和8年度～令和12年度)	●:修正有																																																								
1	1	<p>第1 基本的な事項</p> <p>1 過疎地域の現状と課題</p> <p>(1) 過疎地域の現状</p> <p>本県では、59市町村中34市町村が、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく「過疎地域」(令和4年4月1日現在)に指定されています。過疎地域が県全体に占める割合は、人口では14%程度ですが、市町村数では約58%、面積では約55%となっています。</p> <p>これまでの過疎対策により、道路などの社会基盤整備の進展や各種情報通信網の整備など、一定の成果を上げてきましたが、依然として、人口減少・少子高齢化の進行により地域の担い手不足が続く、地域経済の停滞、集落の活力低下などの課題が残されています。</p> <p>本県の人口は、平成10年1月の213万8千人をピークに減少傾向で推移しており、構造的な要因に加えて東日本大震災・原子力災害の影響も受け、令和4年4月には、180万人を下回るなど、厳しい状況が続いています。</p> <p>また、令和2年国勢調査では、65歳以上の高齢者の割合は、県平均が31.7%に対して、過疎地域においては39.2%と、7.5ポイントの差が生じています。同様に、15歳から29歳までの若年者の割合は、県平均が12.9%に対して、過疎地域においては10.2%と、2.7ポイントの差が生じています。</p> <p>加えて、過疎地域の市町村(一部過疎を除く)における財政力指数の平均値は0.28と県平均の0.46に比べて極めて低い水準にあり、財政運営からも厳しい現況となっています。</p>	<p>第1 基本的な事項</p> <p>1 過疎地域の現状と課題</p> <p>(1) 過疎地域の現状</p> <p>本県では、59市町村中34市町村が、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく「過疎地域」(令和7年4月1日現在)に指定されています。過疎地域が県全体に占める割合は、人口では14%程度ですが、市町村数では約58%、面積では約55%となっています。</p> <p>これまでの過疎対策により、道路などの社会基盤整備の進展や各種情報通信網の整備など、一定の成果を上げてきましたが、依然として、人口減少・少子高齢化の進行により地域の担い手不足が続く、地域経済の停滞、集落の活力低下などの課題が残されています。</p> <p>本県の人口は、平成10年1月の213万8千人をピークに減少傾向で推移しており、構造的な要因に加えて東日本大震災・原子力災害の影響も受け、令和7年4月には、172万6千人となるなど、厳しい状況が続いています。</p> <p>また、令和2年国勢調査では、65歳以上の高齢者の割合は、県平均が31.7%に対して、過疎地域においては39.2%と、7.5ポイントの差が生じています。同様に、15歳から29歳までの若年者の割合は、県平均が12.9%に対して、過疎地域においては10.2%と、2.7ポイントの差が生じています。</p> <p>加えて、過疎地域の市町村(一部過疎を除く)における財政力指数の平均値は0.27と県平均の0.45に比べて極めて低い水準にあり、財政運営からも厳しい現況となっています。</p>	●																																																								
2	1	<p>第1表 過疎指定の状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>市町村名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全域過疎 (30市町村)</td> <td>喜多方市、田村市、国見町、川俣町、天栄村、下郷町、檜枝岐村、只見町、南会津町、北塩原村、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、昭和村、会津美里町、矢祭町、塙町、鮫川村、石川町、平田村、古殿町、小野町、川内村、浪江町、葛尾村、飯館村</td> </tr> <tr> <td>一部過疎 (4市)</td> <td>白河市(旧表郷村・旧大信村)、須賀川市(旧長沼町・旧岩瀬村)、二本松市(旧岩代町・旧東和町)、伊達市(旧梁川町・旧靈山町・旧月館町)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※旧過疎地域自立促進特別措置法の規定に基づく過疎地域をその区域とする市町村であった湯川村については、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」に基づく過疎地域の要件を満たす区域がなくなり、「特別特定市町村」として経過措置が適用される。</p> <p>※1 白河市、須賀川市、国見町、天栄村の4市町村が令和4年4月1日に追加指定。 ※2 喜多方市は、令和4年4月1日に全域みなし過疎地域から全域過疎地域に指定。 ※3 会津坂下町は、令和4年4月1日に特別特定市町村から全域過疎地域に再指定。</p>	区分	市町村名	全域過疎 (30市町村)	喜多方市、田村市、国見町、川俣町、天栄村、下郷町、檜枝岐村、只見町、南会津町、北塩原村、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、昭和村、会津美里町、矢祭町、塙町、鮫川村、石川町、平田村、古殿町、小野町、川内村、浪江町、葛尾村、飯館村	一部過疎 (4市)	白河市(旧表郷村・旧大信村)、須賀川市(旧長沼町・旧岩瀬村)、二本松市(旧岩代町・旧東和町)、伊達市(旧梁川町・旧靈山町・旧月館町)	<p>第1表 過疎指定の状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>市町村名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全域過疎 (30市町村)</td> <td>喜多方市、田村市、国見町、川俣町、天栄村、下郷町、檜枝岐村、只見町、南会津町、北塩原村、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、昭和村、会津美里町、矢祭町、塙町、鮫川村、石川町、平田村、古殿町、小野町、川内村、浪江町、葛尾村、飯館村</td> </tr> <tr> <td>一部過疎 (4市)</td> <td>白河市(旧表郷村・旧大信村)、須賀川市(旧長沼町・旧岩瀬村)、二本松市(旧岩代町・旧東和町)、伊達市(旧梁川町・旧靈山町・旧月館町)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※旧過疎地域自立促進特別措置法の規定に基づく過疎地域をその区域とする市町村であった湯川村については、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」に基づく過疎地域の要件を満たす区域がなくなり、「特別特定市町村」として経過措置が適用される。</p> <p>※1 白河市、須賀川市、国見町、天栄村の4市町村が令和4年4月1日に追加指定。 ※2 喜多方市は、令和4年4月1日に全域みなし過疎地域から全域過疎地域に指定。 ※3 会津坂下町は、令和4年4月1日に特別特定市町村から全域過疎地域に再指定。</p>	区分	市町村名	全域過疎 (30市町村)	喜多方市、田村市、国見町、川俣町、天栄村、下郷町、檜枝岐村、只見町、南会津町、北塩原村、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、昭和村、会津美里町、矢祭町、塙町、鮫川村、石川町、平田村、古殿町、小野町、川内村、浪江町、葛尾村、飯館村	一部過疎 (4市)	白河市(旧表郷村・旧大信村)、須賀川市(旧長沼町・旧岩瀬村)、二本松市(旧岩代町・旧東和町)、伊達市(旧梁川町・旧靈山町・旧月館町)																																													
区分	市町村名																																																											
全域過疎 (30市町村)	喜多方市、田村市、国見町、川俣町、天栄村、下郷町、檜枝岐村、只見町、南会津町、北塩原村、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、昭和村、会津美里町、矢祭町、塙町、鮫川村、石川町、平田村、古殿町、小野町、川内村、浪江町、葛尾村、飯館村																																																											
一部過疎 (4市)	白河市(旧表郷村・旧大信村)、須賀川市(旧長沼町・旧岩瀬村)、二本松市(旧岩代町・旧東和町)、伊達市(旧梁川町・旧靈山町・旧月館町)																																																											
区分	市町村名																																																											
全域過疎 (30市町村)	喜多方市、田村市、国見町、川俣町、天栄村、下郷町、檜枝岐村、只見町、南会津町、北塩原村、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、昭和村、会津美里町、矢祭町、塙町、鮫川村、石川町、平田村、古殿町、小野町、川内村、浪江町、葛尾村、飯館村																																																											
一部過疎 (4市)	白河市(旧表郷村・旧大信村)、須賀川市(旧長沼町・旧岩瀬村)、二本松市(旧岩代町・旧東和町)、伊達市(旧梁川町・旧靈山町・旧月館町)																																																											
3	2	<p>第2表 過疎地域の概要</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>全体</th> <th>過疎地域</th> <th>比率(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町村数</td> <td>59</td> <td>34</td> <td>57.6</td> </tr> <tr> <td>面積(k㎡)</td> <td>13,784</td> <td>7,564</td> <td>54.9</td> </tr> <tr> <td>R2国調人口(人)</td> <td>1,833,152</td> <td>254,332</td> <td>13.9</td> </tr> <tr> <td>若年者比率(%)</td> <td>12.9</td> <td>10.2</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>高齢者比率(%)</td> <td>31.7</td> <td>39.2</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>財政力指数</td> <td>0.46</td> <td>0.28</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 市町村数：令和4年4月1日現在。 ※2 若年者比率：15歳～29歳人口の全人口に占める割合 ※3 高齢者比率：65歳以上人口の全人口に占める割合 ※4 財政力指数：過去3年平均(令和元～令和3年度) ※5 過疎地域の欄のうち、市町村数以外の区分については、合併前の区域の一部が過疎地域に該当する白河市、須賀川市、二本松市、伊達市を除いて算出 ※6 原子力災害による避難指示区域の指定を受けた市町村は、令和2年国勢調査による実数を計上</p>	区分	全体	過疎地域	比率(%)	市町村数	59	34	57.6	面積(k㎡)	13,784	7,564	54.9	R2国調人口(人)	1,833,152	254,332	13.9	若年者比率(%)	12.9	10.2	—	高齢者比率(%)	31.7	39.2	—	財政力指数	0.46	0.28	—	<p>第2表 過疎地域の概要</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>全体</th> <th>過疎地域</th> <th>比率(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町村数</td> <td>59</td> <td>34</td> <td>57.6</td> </tr> <tr> <td>面積(k㎡)</td> <td>13,784</td> <td>7,564</td> <td>54.9</td> </tr> <tr> <td>R2国調人口(人)</td> <td>1,833,152</td> <td>254,332</td> <td>13.9</td> </tr> <tr> <td>若年者比率(%)</td> <td>12.9</td> <td>10.2</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>高齢者比率(%)</td> <td>31.7</td> <td>39.2</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>財政力指数</td> <td>0.45</td> <td>0.27</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 市町村数：令和4年4月1日現在。 ※2 若年者比率：15歳～29歳人口の全人口に占める割合 ※3 高齢者比率：65歳以上人口の全人口に占める割合 ※4 財政力指数：過去3年平均(令和3年度～令和5年度) ※5 過疎地域の欄のうち、市町村数以外の区分については、合併前の区域の一部が過疎地域に該当する白河市、須賀川市、二本松市、伊達市を除いて算出 ※6 原子力災害による避難指示区域の指定を受けた市町村は、令和2年国勢調査による実数を計上</p>	区分	全体	過疎地域	比率(%)	市町村数	59	34	57.6	面積(k㎡)	13,784	7,564	54.9	R2国調人口(人)	1,833,152	254,332	13.9	若年者比率(%)	12.9	10.2	—	高齢者比率(%)	31.7	39.2	—	財政力指数	0.45	0.27	—	●
区分	全体	過疎地域	比率(%)																																																									
市町村数	59	34	57.6																																																									
面積(k㎡)	13,784	7,564	54.9																																																									
R2国調人口(人)	1,833,152	254,332	13.9																																																									
若年者比率(%)	12.9	10.2	—																																																									
高齢者比率(%)	31.7	39.2	—																																																									
財政力指数	0.46	0.28	—																																																									
区分	全体	過疎地域	比率(%)																																																									
市町村数	59	34	57.6																																																									
面積(k㎡)	13,784	7,564	54.9																																																									
R2国調人口(人)	1,833,152	254,332	13.9																																																									
若年者比率(%)	12.9	10.2	—																																																									
高齢者比率(%)	31.7	39.2	—																																																									
財政力指数	0.45	0.27	—																																																									

No.	ページ	旧:現行の県過疎方針(令和3年度～令和7年度)	新:新たな県過疎方針(令和8年度～令和12年度)	●:修正有																																																																								
4	2	<p>第3表 国勢調査人口の増減率の推移 (単位: %)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>S60/S55</th> <th>H2/S60</th> <th>H7/H2</th> <th>H12/H7</th> <th>H17/H12</th> <th>H22/H17</th> <th>H27/H22</th> <th>R2/H27</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>福島 過疎地域</td> <td>△ 1.5</td> <td>△ 2.4</td> <td>△ 1.9</td> <td>△ 4.1</td> <td>△ 5.1</td> <td>△ 7.1</td> <td>△15.5</td> <td>△ 8.4</td> </tr> <tr> <td>県全域</td> <td>2.2</td> <td>1.1</td> <td>1.4</td> <td>△ 0.3</td> <td>△ 1.7</td> <td>△ 3.0</td> <td>△ 5.7</td> <td>△ 4.2</td> </tr> <tr> <td>全 国</td> <td>3.4</td> <td>2.1</td> <td>1.6</td> <td>1.1</td> <td>0.7</td> <td>0.2</td> <td>△ 0.8</td> <td>△ 0.7</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 数字は、前回国勢調査実施時からの人口の増減率を示す。 ※2 過疎地域の欄は、合併前の区域の一部が過疎地域に該当する白河市、須賀川市、二本松市、伊達市を除いて算出</p>	区 分	S60/S55	H2/S60	H7/H2	H12/H7	H17/H12	H22/H17	H27/H22	R2/H27	福島 過疎地域	△ 1.5	△ 2.4	△ 1.9	△ 4.1	△ 5.1	△ 7.1	△15.5	△ 8.4	県全域	2.2	1.1	1.4	△ 0.3	△ 1.7	△ 3.0	△ 5.7	△ 4.2	全 国	3.4	2.1	1.6	1.1	0.7	0.2	△ 0.8	△ 0.7	<p>第3表 国勢調査人口の増減率の推移 (単位: %)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>S60/S55</th> <th>H2/S60</th> <th>H7/H2</th> <th>H12/H7</th> <th>H17/H12</th> <th>H22/H17</th> <th>H27/H22</th> <th>R2/H27</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>福島 過疎地域</td> <td>△ 1.5</td> <td>△ 2.4</td> <td>△ 1.9</td> <td>△ 4.1</td> <td>△ 5.1</td> <td>△ 7.1</td> <td>△15.5</td> <td>△ 8.4</td> </tr> <tr> <td>県全域</td> <td>2.2</td> <td>1.1</td> <td>1.4</td> <td>△ 0.3</td> <td>△ 1.7</td> <td>△ 3.0</td> <td>△ 5.7</td> <td>△ 4.2</td> </tr> <tr> <td>全 国</td> <td>3.4</td> <td>2.1</td> <td>1.6</td> <td>1.1</td> <td>0.7</td> <td>0.2</td> <td>△ 0.8</td> <td>△ 0.7</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 数字は、前回国勢調査実施時からの人口の増減率を示す。 ※2 過疎地域の欄は、合併前の区域の一部が過疎地域に該当する白河市、須賀川市、二本松市、伊達市を除いて算出</p>	区 分	S60/S55	H2/S60	H7/H2	H12/H7	H17/H12	H22/H17	H27/H22	R2/H27	福島 過疎地域	△ 1.5	△ 2.4	△ 1.9	△ 4.1	△ 5.1	△ 7.1	△15.5	△ 8.4	県全域	2.2	1.1	1.4	△ 0.3	△ 1.7	△ 3.0	△ 5.7	△ 4.2	全 国	3.4	2.1	1.6	1.1	0.7	0.2	△ 0.8	△ 0.7	
区 分	S60/S55	H2/S60	H7/H2	H12/H7	H17/H12	H22/H17	H27/H22	R2/H27																																																																				
福島 過疎地域	△ 1.5	△ 2.4	△ 1.9	△ 4.1	△ 5.1	△ 7.1	△15.5	△ 8.4																																																																				
県全域	2.2	1.1	1.4	△ 0.3	△ 1.7	△ 3.0	△ 5.7	△ 4.2																																																																				
全 国	3.4	2.1	1.6	1.1	0.7	0.2	△ 0.8	△ 0.7																																																																				
区 分	S60/S55	H2/S60	H7/H2	H12/H7	H17/H12	H22/H17	H27/H22	R2/H27																																																																				
福島 過疎地域	△ 1.5	△ 2.4	△ 1.9	△ 4.1	△ 5.1	△ 7.1	△15.5	△ 8.4																																																																				
県全域	2.2	1.1	1.4	△ 0.3	△ 1.7	△ 3.0	△ 5.7	△ 4.2																																																																				
全 国	3.4	2.1	1.6	1.1	0.7	0.2	△ 0.8	△ 0.7																																																																				
5	2	<p>(2) これまでの過疎対策の成果及び課題 過疎地域については、昭和45年以降、過疎地域対策緊急措置法、過疎地域振興特別措置法、過疎地域活性化特別措置法及び過疎地域自立促進特別措置法、法に基づく福島県過疎地域自立促進計画や県施策の方向性を示す福島県過疎・中山間地域振興戦略等により、道路や農業基盤の整備、産業の振興、高齢者福祉の充実、医療の確保、生活環境の整備、地域の活力づくりなど、総合的・計画的な過疎地域対策に取り組んできました。 過疎地域の人口は減少傾向が続いていますが、この間、基幹道路・情報通信網などの社会基盤の整備や生活環境の改善が図られるとともに、住民主体の多様な地域づくり活動や地域間交流が進みました。また、首都圏等においては、過度な人口集中を回避し、ゆとりある生活を志向するライフスタイルや価値観の多様化等から、地方への関心が高まり、こうした層を移住につなげ、人口減少率が緩やかになっている市町村も見られます。 しかしながら、これまで過疎地域対策を着実に進めてきましたが、一方で、各種調査結果からは、多くの過疎地域においては依然として次のような課題が見受けられ、過疎地域を取り巻く環境の変化や時代の潮流、さらには新型コロナウイルスの発生を機に地方への関心が高まっている機運を的確に捉え、引き続き対策に取り組んでいく必要があります。</p>	<p>(2) これまでの過疎対策の成果及び課題 過疎地域については、昭和45年以降、過疎地域対策緊急措置法、過疎地域振興特別措置法、過疎地域活性化特別措置法及び過疎地域自立促進特別措置法、法に基づく福島県過疎地域自立促進計画や県施策の方向性を示す福島県過疎・中山間地域振興戦略等により、道路や農業基盤の整備、産業の振興、高齢者福祉の充実、医療の確保、生活環境の整備、地域の活力づくりなど、総合的・計画的な過疎地域対策に取り組んできました。 過疎地域の人口は減少傾向が続いていますが、この間、基幹道路・情報通信網などの社会基盤の整備や生活環境の改善が図られるとともに、住民主体の多様な地域づくり活動や地域間交流が進みました。また、首都圏等においては、過度な人口集中を回避し、ゆとりある生活を志向するライフスタイルや価値観の多様化等から、地方への関心が高まり、こうした層を移住につなげ、人口減少率が緩やかになっている市町村も見られます。 しかしながら、これまで過疎地域対策を着実に進めてきましたが、一方で、各種調査結果からは、多くの過疎地域においては依然として次のような課題が見受けられ、過疎地域を取り巻く環境の変化や時代の潮流、さらには新型コロナウイルスの発生を機に地方への関心が高まっている機運を的確に捉え、引き続き対策に取り組んでいく必要があります。</p>	●																																																																								
6	3	<p>【過疎地域における主な課題】 ○ 人口減少・少子高齢化の進行による高齢者世帯の比率の増加により、地域を支える担い手が不足しています。 ○ 地域社会を担う人材が不足しており集落・コミュニティの機能や地域活力が低下しています。 ○ 空き家の増加による住民生活や景観への影響などの問題が発生しています。 ○ 雇用・就労の場が不足しており、更に雇用機会の充実を図っていく必要があります。 ○ 農林水産業を始め、商工業・地域産業などの地域経済が停滞しています。 ○ 情報通信基盤の整備と情報化の取組を更に進める必要があります。 ○ 生活道路や基幹道路など、交通基盤の整備を更に進めていく必要があります。 ○ 通勤・通学、通院や買い物など、日常の生活交通の維持が困難な状況にあります。 ○ 地域の担い手の不足により、生活環境や自然環境の維持・保全が難しくなりつつあります。 ○ 野生動物が農地や生活環境等へ侵入することにより、深刻な被害が発生しています。 ○ 子育てや教育環境の充実が求められています。</p>	<p>【過疎地域における主な課題】 ○ 人口減少・少子高齢化の進行による高齢者世帯の比率の増加により、地域を支える担い手が不足し、様々な課題が生じています。 ○ 地域社会を担う人材が不足しており集落・コミュニティの機能や地域活力が低下しています。 ○ 空き家の増加による住民生活や景観への影響などの問題が発生しています。 ○ 雇用・就労の場が不足しており、更に雇用機会の充実を図っていく必要があります。 ○ 農林水産業を始め、商工業・地域産業などの地域経済が停滞しています。 ○ 情報通信基盤の整備と情報化の取組を更に進める必要があります。 ○ 生活道路や基幹道路など、交通基盤の整備を更に進めていく必要があります。 ○ 通勤・通学、通院や買い物など、日常の生活交通の維持が困難な状況にあります。 ○ 地域の担い手の不足により、生活環境や自然環境の維持・保全が難しくなりつつあります。 ○ 野生動物が農地や生活環境等へ侵入することにより、深刻な被害が発生しています。 ○ 子育てや教育環境の充実が求められています。</p>	●																																																																								
7	3	<p>○ 高齢者の介護・福祉制度の充実や地域包括ケアシステムの体制整備を進める必要があります。 ○ 過疎地域においては、医師を始め医療人材が全般的に不足しており、地域医療の維持が困難な状況となっています。 ○ 農地や森林の荒廃が進むことにより、それらが持つ多面的機能の低下が懸念されています。 ○ 地域の伝統文化・芸能を継承していくことが困難な状況となっています。 ○ 過疎地域における再生可能エネルギーの利活用を進めていく必要があります。 ○ 原子力災害の被害を受けた地域においては、徐々に避難指示が解除されてきましたが、避難生活の長期化等の要因から、住民の帰郷が困難な状況が見受けられます。</p>	<p>○ 高齢者の介護・福祉制度の充実や地域包括ケアシステムの体制整備を進める必要があります。 ○ 過疎地域においては、医師を始め医療人材が全般的に不足しており、地域医療の維持が困難な状況となっています。 ○ 農地や森林の荒廃が進むことにより、それらが持つ多面的機能の低下が懸念されています。 ○ 地域の伝統文化・芸能を継承していくことが困難な状況となっています。 ○ 過疎地域における再生可能エネルギーの利活用を進めていく必要があります。 ○ 原子力災害の被害を受けた地域においては、徐々に避難指示が解除されてきましたが、避難生活の長期化等の要因から、住民の帰郷が困難な状況が見受けられます。 ○ 過去に建設された公共施設等が一斉に更新時期を迎えるとともに、人口減少等により利用需要が変化することから、公共施設等の長寿命化・更新・統廃合・転用・除却などを計画的に行う必要があります。</p>	●																																																																								

No.	ページ	旧:現行の県過疎方針(令和3年度～令和7年度)	新:新たな県過疎方針(令和8年度～令和12年度)	●:修正有
8	3	<p>2 過疎地域持続的発展の基本的な方向</p> <p>(1) 基本目標</p> <p>本県の過疎地域においては、人口減少・少子高齢化が継続して進行しており、地域を担う人材の確保や育成、地域経済の活性化、情報化の進展、生活幹線道路の維持・整備、地域医療の確保、子育て・教育環境の充実、集落の維持及び活性化、農地・森林等の管理・保全等が課題となっています。そのため、過疎地域への移住・定住の促進や地域と多様な形で関わる人材との関係性の構築、デジタル・情報通信技術(以下「ICT」という。)の利活用等による情報化の進展、再生可能エネルギーの利活用など、過疎地域の課題解決に資する動きを加速させ、持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力の更なる向上が実現するよう取り組むことが重要です。</p> <p>また、本県の過疎地域は、豊かな自然環境や地域固有の伝統文化、都市部では希薄になった人と人との温かい関係性や思いやり・きずなが残るかけがえのない地域であり、その価値を再認識し、しっかりと継承するとともに、地域内外の多くの方々に向けて力強く発信し、理解と共感の輪を広げていくことが大切です。</p> <p>そのためには、過疎地域に住む人々が、自らが住む地域に誇りを持ち、地域内外の人々と交流しながら豊かな地域資源を活用し、元気で持続可能な地域を共につくる(共創)という考え方に立ち、その重要な要素となる「人と地域」「しごと(雇用・経済)」「くらし(生活環境)」の3つの柱を置き、「持続可能な里・山(さと・やま)社会の実現」を目標として施策の展開を図ります。</p>	<p>2 過疎地域持続的発展の基本的な方向</p> <p>(1) 基本目標</p> <p>本県の過疎地域においては、人口減少・少子高齢化が継続して進行しており、地域を担う人材の確保や育成、地域経済の活性化、情報化の進展、生活幹線道路の維持・整備、地域医療の確保、子育て・教育環境の充実、集落の維持及び活性化、農地・森林等の管理・保全等が課題となっています。そのため、過疎地域への移住・定住の促進や地域と多様な形で関わる人材(いわゆる「関係人口」)との関係性の構築、デジタル・情報通信技術(以下「ICT」という。)の利活用等による情報化の進展、再生可能エネルギーの利活用など、過疎地域の課題解決に資する動きを加速させ、持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力の更なる向上が実現するよう取り組むことが重要です。</p> <p>また、本県の過疎地域は、豊かな自然環境や地域固有の伝統文化、都市部では希薄になった人と人との温かい関係性や思いやり・きずなが残るかけがえのない地域であり、その価値を再認識し、しっかりと継承するとともに、地域内外の多くの方々に向けて力強く発信し、理解と共感の輪を広げていくことが大切です。</p> <p>そのためには、過疎地域に住む人々が、自らが住む地域に誇りを持ち、地域内外の人々と交流しながら豊かな地域資源を活用し、元気で持続可能な地域を共につくる(共創)という考え方に立ち、その重要な要素となる「人と地域」「しごと(雇用・経済)」「くらし(生活環境)」の3つの柱を置き、「持続可能な里・山(さと・やま)社会の実現」を目標として施策の展開を図ります。</p>	●

No.	ページ	旧:現行の県過疎方針(令和3年度～令和7年度)	新:新たな県過疎方針(令和8年度～令和12年度)	●:修正有
9	4	(2) 施策の方向 ① 人と地域	(2) 施策の方向 ① 人と地域	
10	4	<p>ア 地域・集落の活力づくり 地域活動が持続するためには、地域・集落到住む人たちがその活動に主体的に関わることが最も大きな要素であるため、活動をけん引する人材の確保・育成を図りながら、地域の主体的な活動を支援します。 また、過疎地域は人口が少ないことから、一人一人の役割が非常に大きく、それぞれの個性や力をいかしていくことが重要であるため、地域への愛着や誇りを醸成しながら、地域、住民、地域の学校などが連携して人材を育成する取組を推進します。</p> <p>イ 人の流れづくり 地域を持続的に発展させるためには、新たな視点の導入が効果的であり、地域外からの移住・定住を促進し、地域の担い手となる人材の確保・育成を図ります。また、地域と多様な形で関わる人材(いわゆる「<u>関係人口</u>」)との関係づくりを推進します。</p> <p>ウ 豊かな自然環境の持続可能な利活用と継承、環境との共生 過疎地域が有する豊かな自然は人々に多くの恵みをもたらす。癒しや潤いを与えてくれるとともに、自然災害を抑制し、多様な生物を育んでいます。これらの貴重な財産を次の世代に引き継ぐため、自然環境の保全や多面的機能を維持する取組、自然環境を資源として活用した地域活性化の取組を推進します。</p> <p>エ 地域固有の文化や生活の知恵の継承 地域に受け継がれてきた伝統工芸や行事、生活の知恵などは、地域の宝であるとともに誇りであり、かけがえのない財産です。このため、地域の伝統文化を次世代に継承する取組を支援するとともに、記録媒体を活用したアーカイブ化の取組を推進します。</p>	<p>ア 地域・集落の活力づくり 地域活動が持続するためには、地域・集落到住む人たちがその活動に主体的に関わることが最も大きな要素であるため、活動をけん引する人材の確保・育成を図りながら、地域の主体的な活動を支援します。 また、過疎地域は人口が少ないことから、一人一人の役割が非常に大きく、それぞれの個性や力をいかしていくことが重要であるため、地域への愛着や誇りを醸成しながら、地域、住民、地域の学校などが連携して人材を育成する取組を推進します。</p> <p>イ 人の流れづくり 地域を持続的に発展させるためには、新たな視点の導入が効果的であり、地域外からの移住・定住を促進し、地域の担い手となる人材の確保・育成を図ります。また、<u>関係人口</u>との関係づくりを推進します。</p> <p>ウ 豊かな自然環境の持続可能な利活用と継承、環境との共生 過疎地域が有する豊かな自然は人々に多くの恵みをもたらす。癒しや潤いを与えてくれるとともに、自然災害を抑制し、多様な生物を育んでいます。これらの貴重な財産を次の世代に引き継ぐため、自然環境の保全や多面的機能を維持する取組、自然環境を資源として活用した地域活性化の取組を推進します。</p> <p>エ 地域固有の文化や生活の知恵の継承 地域に受け継がれてきた伝統工芸や行事、生活の知恵などは、地域の宝であるとともに誇りであり、かけがえのない財産です。このため、地域の伝統文化を次世代に継承する取組を支援するとともに、記録媒体を活用したアーカイブ化の取組を推進します。</p>	●
11	4	② しごと(雇用・経済)	② しごと(雇用・経済)	
12	4	<p>ア 農林水産業の振興と担い手の育成 人口減少・高齢化の進行に伴い、農地や森林の荒廃が課題となっているため、担い手の確保・育成や、ICTなど新しい技術の活用等により作業の省力化・効率化を進めるとともに、農商工の連携により地域産業6次化を促進し、経営の安定化を推進します。</p> <p>イ 地域資源をいかした地域産業の振興 豊かな自然や豊富な農林水産物、地域に根差した誇るべき伝統文化など特色ある地域資源を有する一方、季節による就業機会の偏りなどの課題があるため、地域の特色をいかした産業の創出を推進するとともに、特定地域づくり事業協同組合の設立等、通年で安定した雇用の確保に資する取組を支援します。 また、自然資源をいかした再生可能エネルギーの導入を推進するとともに、地域経済の循環を生み出す地産地消の取組を支援します。</p> <p>ウ 観光関連産業の振興 観光関連産業は裾野が広く、地域の様々な業種への経済波及が期待できるため、風光明媚な景観、自然をいかしたアクティビティ、教育旅行の推進などにより観光振興を図ります。 また、温泉地などでリモートワークを活用し、働きながら余暇を楽しむワーケーションを推進します。</p> <p>エ 地域の特性をいかした企業誘致 きれいな水や空気、豊かな農林水産資源を始め、ICTやロボットなど新たな技術への先進的な取組など地域の強みをいかした企業誘致を促進します。 また、遊休施設や空き店舗などを活用したサテライトオフィスの整備やテレワークの受入環境整備を支援します。</p>	<p>ア 農林水産業の振興と担い手の育成 人口減少・高齢化の進行に伴い、農地や森林の荒廃が課題となっているため、担い手の確保・育成や、ICTなど新しい技術を活用したスマート農業等により作業の省力化・効率化を進めるとともに、農商工の連携により地域産業6次化を促進し、経営の安定化を推進します。</p> <p>イ 地域資源をいかした地域産業の振興 豊かな自然や豊富な農林水産物、地域に根差した誇るべき伝統文化など特色ある地域資源を有する一方、季節による就業機会の偏りなどの課題があるため、地域の特色をいかした産業の創出を推進するとともに、特定地域づくり事業協同組合の設立等、通年で安定した雇用の確保に資する取組を支援します。 また、自然資源をいかした再生可能エネルギーの導入を推進するとともに、地域経済の循環を生み出す地産地消の取組を支援します。</p> <p>ウ 観光関連産業の振興 観光関連産業は裾野が広く、地域の様々な業種への経済波及が期待できるため、風光明媚な景観、自然をいかしたアクティビティ、教育旅行の推進などにより観光振興を図ります。 また、温泉地などでリモートワークを活用し、働きながら余暇を楽しむワーケーションを推進します。</p> <p>エ 地域の特性をいかした企業誘致 きれいな水や空気、豊かな農林水産資源を始め、ICTやロボットといった新たな技術への先進的な取組など地域の強みをいかした企業誘致を促進します。 また、遊休施設や空き店舗などを活用したサテライトオフィスの整備やテレワークの受入環境整備を支援します。</p>	●

No.	ページ	旧:現行の県過疎方針(令和3年度～令和7年度)	新:新たな県過疎方針(令和8年度～令和12年度)	●:修正有
13	5	<p>③ 暮らし(生活環境)</p> <p>ア 地域医療の確保 高齢化率が高い過疎地域においては、地域医療の確保は、地域住民の健康保持・増進のため極めて重要です。このため、医師や医療スタッフの確保を図るとともに、病院や診療所間の協力的体制の構築、医療機関等の整備、訪問診療・訪問看護等の充実や遠隔診療などICTを活用した医療提供体制の整備を支援します。</p> <p>イ 地域包括ケアシステムの構築 高齢者等が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられるよう、住まい、医療、介護、予防、生活支援を一体的に提供する地域包括ケアシステムの構築を支援します。</p> <p>ウ 教育環境の充実 豊かな自然環境をいかした体験学習など地域の特性を踏まえた特色ある教育を推進するとともに、地域と連携した人材育成の取組を促進します。 また、高速大容量の通信ネットワークを活用した創造性を育む教育を持続的に実現させる構想(いわゆる「GIGAスクール構想」)等のICT環境を活用した教育機会の確保を図ります。</p> <p>エ 子育て環境の充実 働く親たちの子育てを支援するとともに、地域全体で子どもを育てる文化を大切にしながら多様な主体と連携し、豊かな自然の下で安心して子どもを育てる環境づくりを促進します。 また、インターネット等による情報発信の充実や、地域間・多世代交流の機会を創出し、子育て環境の充実を図ります。</p>	<p>③ 暮らし(生活環境)</p> <p>ア 地域医療の確保 地域医療の確保は、地域住民の健康保持・増進のため極めて重要です。このため、医師や医療スタッフの確保を図るとともに、病院や診療所間の協力的体制の構築、医療機関等の整備、訪問診療・訪問看護等の充実や遠隔診療などICTを活用した医療提供体制の整備を支援します。</p> <p>イ 地域包括ケアシステムの構築 高齢者等が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられるよう、住まい、医療、介護、予防、生活支援を一体的に提供する地域包括ケアシステムの構築を支援します。</p> <p>ウ 教育環境の充実 豊かな自然環境をいかした体験学習など地域の特性を踏まえた特色ある教育を推進するとともに、地域と連携した人材育成の取組を促進します。 また、高速大容量の通信ネットワークを活用した創造性を育む教育を持続的に実現させる構想(いわゆる「GIGAスクール構想」)等のICT環境を活用した教育機会の確保を図ります。</p> <p>エ 子育て環境の充実 働く親たちの子育てを支援するとともに、地域全体で子どもを育てる文化を大切にしながら多様な主体と連携し、豊かな自然の下で安心して子どもを育てる環境づくりを促進します。 また、インターネット等による情報発信の充実や、地域間・多世代交流の機会を創出し、子育て環境の充実を図ります。</p>	●
14	6	<p>オ 生活交通の確保 通勤、通学、通院、買い物など日常生活に必要な生活交通の維持・確保を図るとともに、デマンドタクシー等、地域の実情に応じた地域生活交通システムの構築を推進します。</p> <p>カ 地域の生活を支え、経済活動につながる道路の整備 地域住民の安全・安心で快適な暮らしを守り、地域の経済活動や地域内外との交流を支えるため、道路の維持・整備、危険箇所の解消等を図ります。</p> <p>キ 情報通信基盤の整備と活用 ICTの進展は、様々な分野における地理的、時間的、距離的制約を解消するため、情報通信基盤の整備・強化を促進します。 また、ICTを用いた遠隔医療による通院負担の軽減やスマート農林水産業による効率化など、地域の実情に合わせた生活の質の向上やしごとの効率化等を図ります。</p> <p>ク 県土の保全と安全な暮らしの確保 水源のかん養など多面的機能を有し、自然災害等から人々の生命や財産を守る自然環境、農地、森林等の適切な保全を推進するとともに、治水対策、土砂流出防止対策、雪崩対策等の自然災害への備えにも取り組みます。 また、里山の荒廃等により増加している鳥獣被害対策を促進し、安全で安心な暮らしの確保と農産物の被害防止を図ります。</p>	<p>オ 生活交通の確保 通勤、通学、通院、買い物など日常生活に必要な生活交通の維持・確保を図るとともに、デマンドタクシー等、地域の実情に応じた地域生活交通システムの構築を推進します。</p> <p>カ 地域の生活を支え、経済活動につながる道路の整備 地域住民の安全・安心で快適な暮らしを守り、地域の経済活動や地域内外との交流を支えるため、道路の維持・整備、危険箇所の解消等を図ります。</p> <p>キ 情報通信基盤の整備と活用 ICTの進展は、様々な分野における地理的、時間的、距離的制約を解消するため、情報通信基盤の整備・強化を促進します。 また、ICTを用いた遠隔医療による通院負担の軽減やスマート農林水産業による効率化など、地域の実情に合わせた生活の質の向上やしごとの効率化等を図ります。</p> <p>ク 県土の保全と安全な暮らしの確保 水源のかん養など多面的機能を有し、自然災害等から人々の生命や財産を守る自然環境、農地、森林等の適切な保全を推進するとともに、治水対策、土砂流出防止対策、雪崩対策等の自然災害への備えにも取り組みます。 また、里山の荒廃等により増加している鳥獣被害対策を促進し、安全で安心な暮らしの確保と農産物の被害防止を図ります。</p>	
15	6	<p>3 県総合計画等との関連 本県の新たな総合計画(令和3年度策定)においては、「多様性に寛容で差別のない共に助け合う地域社会(県)づくり」、「変化や危機にシなやかで強靱な地域社会(県)づくり」、「魅力を見いだし育み伸ばす地域社会(県)づくり」を県づくりの理念としています。 本方針及び県総合計画の部門別計画に当たる「県過疎・中山間地域振興戦略」では、この理念を共有しながら、過疎地域の特性をいかした地域づくりを進めていきます。</p>	<p>3 県総合計画等との関連 本県の総合計画(令和3年度策定)においては、「多様性に寛容で差別のない共に助け合う地域社会(県)づくり」、「変化や危機にシなやかで強靱な地域社会(県)づくり」、「魅力を見いだし育み伸ばす地域社会(県)づくり」を県づくりの理念としています。 本方針及び県総合計画の部門別計画に当たる「県過疎・中山間地域振興戦略」では、この理念を共有しながら、過疎地域の特性をいかした地域づくりを進めていきます。</p>	●
16	6	<p>4 広域的な取組の支援 本県は広い県土を有していますが、過疎地域についても、只見川流域の「奥会津地域」や、浜通りと中通りの間に位置する「阿武隈地域」など、単一の市町村の区域を超えるエリアで連続しています。これらの市町村の区域を超える広域な過疎地域について持続的な発展を図っていくためには、近接する市町村やそれぞれの地域が、豊かな自然環境や食や伝統などの固有の資源を活用しながら、主体的な活動を活性化させ、相互の交流を拡大させていくことが大切です。また、近接する個々の地域が生活圏を越えて有機的に連携しながら、広域的に地域づくりに取り組み、連携・ネットワーク化を進め、最大限に効果を波及させていくことが必要です。 県においても、「歳時記の郷・奥会津」活性化事業等により奥会津地域などの活性化を図ってきましたが、引き続き、過疎地域の市町村や各種活動団体と連携しながら、これらの過疎地域の持続的な発展を支援するため、市町村の区域を超える広域にわたる施策、また、市町村相互間の連絡調整並びに人的及び技術的援助その他必要な援助を行うよう努めていきます。</p>	<p>4 広域的な取組の支援 本県は広い県土を有していますが、過疎地域についても、只見川流域の「奥会津地域」や、浜通りと中通りの間に位置する「阿武隈地域」など、単一の市町村の区域を超えるエリアで連続しています。これらの市町村の区域を超える広域な過疎地域について持続的な発展を図っていくためには、近接する市町村やそれぞれの地域が、豊かな自然環境や食や伝統などの固有の資源を活用しながら、主体的な活動を活性化させ、相互の交流を拡大させていくことが大切です。また、近接する個々の地域が生活圏を越えて有機的に連携しながら、広域的に地域づくりに取り組み、連携・ネットワーク化を進め、最大限に効果を波及させていくことが必要です。 県においても、「歳時記の郷・奥会津」活性化事業等により奥会津地域などの活性化を図ってきましたが、引き続き、過疎地域の市町村や各種活動団体と連携しながら、これらの過疎地域の持続的な発展を支援するため、市町村の区域を超える広域にわたる施策、また、市町村相互間の連絡調整並びに人的及び技術的援助その他必要な援助を行うよう努めていきます。</p>	

No.	ページ	旧：現行の県過疎方針(令和3年度～令和7年度)	新：新たな県過疎方針(令和8年度～令和12年度)	●：修正有
		第2 移住及び定住並びに地域間交流の促進並びに人材の育成に関する事項	第2 移住及び定住並びに地域間交流の促進並びに人材の育成に関する事項	
17	8	1 移住及び定住並びに地域間交流の促進並びに人材の育成の方針 本県への移住・定住世帯数は、震災後に落ち込んだものの、その後増加傾向にあり、特に近年は、若者の価値観の多様化を背景に、20代から40代の若い世代の移住者が増加しています。 一方、新型コロナウイルスを契機としたテレワークの普及などに伴い、首都圏を中心に、若者の地方移住への関心が高まっており、過疎地域の価値が改めて評価されつつあることから、首都圏との近接性や豊かな自然環境などの本県ならではの魅力を発信しながら移住・定住を促進していく必要があります。	1 移住及び定住並びに地域間交流の促進並びに人材の育成の方針 本県への移住・定住世帯数は、震災後に落ち込んだものの、その後増加傾向にあり、特に近年は、若者の価値観の多様化を背景に、20代から40代の若い世代の移住者が増加しています。 一方、新型コロナウイルスを契機としたテレワークの普及などに伴い、首都圏を中心に、若者の地方移住への関心が高まっており、過疎地域の価値が改めて評価されつつあることから、首都圏との近接性や豊かな自然環境などの本県ならではの魅力を発信しながら移住・定住を促進していく必要があります。	
18	8	2 移住・定住の促進 首都圏との近接性や、過疎地域の豊かな自然やゆとりある生活空間、温かい人柄などの魅力を始め、仕事や空き家等の住まい、子育て環境など、様々な情報を総合的に発信するとともに、若い世代を中心に多様化する移住希望者のニーズにきめ細かく対応するため、首都圏及び県内の相談体制等、受入体制の充実を図ります。また、移住者の受入れやコミュニティづくりを支える団体の活動を支援するなど、市町村とも連携して、移住後も定住できるような環境づくりに取り組みます。	2 移住・定住の促進 首都圏との近接性や、過疎地域の豊かな自然やゆとりある生活空間、温かい人柄などの魅力を始め、仕事や空き家等の住まい、子育て環境など、様々な情報を総合的に発信するとともに、若い世代を中心に多様化する移住希望者のニーズにきめ細かく対応するため、首都圏及び県内の相談体制等、受入体制の充実を図ります。また、移住者の受入れやコミュニティづくりを支える団体の活動を支援するなど、市町村とも連携して、移住後も定住できるような環境づくりに取り組みます。	
19	8	3 地域間の交流 都市住民との交流機会の拡大を図るため、体験型・参加型のイベントや教育旅行等を活用するなど、多様な交流を通じた地域の魅力づくりの取組を支援します。 テレワーク、ワーケーションなど、都市住民が過疎地域での暮らしを体験する機会を通して、新たに地域とつながる機会の創出を推進します。 行政と民間が一体となって実施する取組や、複数の市町村による広域連携の取組を支援します。	3 地域間の交流 都市住民との交流機会の拡大を図るため、体験型・参加型のイベントや教育旅行等を活用するなど、多様な交流を通じた地域の魅力づくりの取組を支援します。 テレワーク、ワーケーションなど、都市住民が過疎地域での暮らしを体験する機会を通して、新たに地域とつながる機会の創出を推進します。 行政と民間が一体となって実施する取組や、複数の市町村による広域連携の取組を支援します。	
20	8	4 地域を担う人材の確保・育成 持続可能な地域づくりや地域活性化を促進するため、地域の魅力を伝え、地域課題解決に住民とともに取り組むキーパーソンの発掘・育成を進めます。また、過疎地域の集落を訪問する若者を始め、地域と継続的につながる関係人口や地域おこし協力隊、特定地域づくり事業協同組合など、地域外の人を呼び込み、雇用の確保に資する取組やその活動を支援します。	4 地域を担う人材の確保・育成 持続可能な地域づくりや地域活性化を促進するため、地域の魅力を伝え、地域課題解決に住民とともに取り組むキーパーソンの発掘・育成を進めます。また、過疎地域の集落を訪問する若者を始め、地域と継続的につながる関係人口や地域おこし協力隊、特定地域づくり事業協同組合など、地域外の人を呼び込み、雇用の確保に資する取組やその活動を支援します。	

No.	ページ	旧:現行の県過疎方針(令和3年度～令和7年度)	新:新たな県過疎方針(令和8年度～令和12年度)	●:修正有
21	9	<p>第3 産業の振興</p> <p>1 農林水産業、商工業、情報通信産業その他産業の振興及び観光の開発の方針 産業の振興を図り、安定した雇用の場及び所得を確保することは、地域の若年者の流出を防止するとともに、地域外からの移住・定住を促進することとなり、持続可能な地域をつくる上で、最も重要な課題です。 このため、全ての産業において、担い手の確保や技術力の向上を始め、消費者ニーズの多様化に対応した商品開発による高付加価値化を図り、戦略的なマーケティングを展開していくとともに、多彩な産業間の連携による総合力の向上、地域資源を活用した新たな事業展開や新分野進出などを図ります。 また、情報化の進展に対応した情報関連産業や環境問題に対応した再生可能エネルギー関連産業、高齢化社会に対応した医療・福祉機器産業、地産地消関連産業、新型コロナウイルスに対応した新たな産業などの育成や起業等の取組を支援していく必要があります。 農林水産業については、農林漁業者が意欲とやりがいを持って活躍できる環境を整えるとともに、本県の豊かな農林水産資源を基盤とした新たな地域産業の創出や、地域産業6次化を進める必要があります。 企業立地については、高速交通体系の充実や首都圏との近接性をいかにしながら、企業誘致を進めるとともに、地域産業の振興に資する道路の整備、人材の育成や地域企業の高齢化などにより受皿機能を充実していく必要があります。また、地域資源をいかした地場産業の振興と売れるふるさと産品づくりを促進し、地域経済の活性化を図っていく必要があります。 さらに、ライフスタイル・価値観の多様化に加え、新型コロナウイルスの拡大等により、自然豊かな過疎地域に対する評価が高まってきており、温泉や豊かな自然、伝統文化などの地域資源を活用した観光の振興を図り、地域外との交流を促進していくことが重要となっています。</p>	<p>第3 産業の振興</p> <p>1 農林水産業、商工業、情報通信産業その他産業の振興及び観光の開発の方針 産業の振興を図り、安定した雇用の場及び所得を確保することは、地域の若年者の流出を防止するとともに、地域外からの移住・定住を促進することとなり、持続可能な地域をつくる上で、最も重要な課題です。 このため、全ての産業において、担い手の確保や技術力の向上を始め、消費者ニーズの多様化に対応した商品開発による高付加価値化を図り、戦略的なマーケティングを展開していくとともに、多彩な産業間の連携による総合力の向上、地域資源を活用した新たな事業展開や新分野進出などを図ります。 また、情報化の進展に対応した情報関連産業や環境問題に対応した再生可能エネルギー関連産業、高齢化社会に対応した医療・福祉機器産業、地産地消関連産業 などの育成や起業等の取組を支援していく必要があります。 農林水産業については、農林漁業者が意欲とやりがいを持って活躍できる環境を整えるとともに、本県の豊かな農林水産資源を基盤とした新たな地域産業の創出や、地域産業6次化を進める必要があります。 企業立地については、高速交通体系の充実や首都圏との近接性をいかにしながら、企業誘致を進めるとともに、地域産業の振興に資する道路の整備、人材の育成や地域企業の高齢化などにより受皿機能を充実していく必要があります。また、地域資源をいかした地場産業の振興と売れるふるさと産品づくりを促進し、地域経済の活性化を図っていく必要があります。 さらに、ライフスタイル・価値観の多様化等により、自然豊かな過疎地域に対する評価が高まってきており、温泉や豊かな自然、伝統文化などの地域資源を活用した観光の振興を図り、地域外との交流を促進していくことが重要となっています。</p>	
22	9	<p>2 農林水産業の振興 小規模でも多様な農業に取り組める農業生産基盤の整備や遊休農地等の発生防止、再生利用により優良な農地を確保するとともに、用水路等の農業用施設や山腹水路、農道の整備や鳥獣被害防止対策の推進などを図ります。 また、新規就農の促進や女性の参画推進など多様な担い手の育成・確保を図るとともに、経営形態の複合化、2次産業・3次産業との連携や生産・加工・販売を一体化する地域産業6次化を進め、農林漁業者の所得向上、農林水産業への雇用促進・定着を図ります。 農産物の安全・安心を確保するための取組として、放射性物質の吸収抑制対策や米、野菜、畜産物等のモニタリング検査を継続するとともに、生産者等による自主的な検査を支援します。 また、自立的かつ経営感覚に優れた担い手に対して、重点的な支援を実施するとともに、地域特性をいかした作付けを拡大し、収益性の高い園芸や畜産、菌茸類の生産を支援します。稲作については、気象条件に適した品種の作付けや加工用米や酒造好適米、米粉用米、飼料用米など、需要に即した特色ある多様な米づくりを推進します。また、高付加価値農業の確立を図るため、気象特性等に適した新規作物の導入や県産オリジナル品種等を活用した地域特産物の生産及び農産物の加工等を推進します。 流通・販売においても各関係機関の連携の下、国内外への積極的な展開を図る一方、県民に新鮮で安全な農産物を提供するための直売施設や流通体制の整備を行い、地産地消を推進します。 また、農家民宿の開設など、観光産業との連携や棚田などの地域資源をいかした交流を積極的に行うとともに、加工や販売などを行う地域産業6次化等により、食を通じた地域の活性化を図ります。</p>	<p>2 農林水産業の振興 小規模でも多様な農業に取り組める農業生産基盤の整備や遊休農地等の発生防止、再生利用により優良な農地を確保するとともに、用水路等の農業用施設や山腹水路、農道の整備や鳥獣被害防止対策の推進などを図ります。 また、新規就農の促進や女性の参画推進など多様な担い手の育成・確保を図るとともに、経営形態の複合化、2次産業・3次産業との連携や生産・加工・販売を一体化する地域産業6次化を進め、農林漁業者の所得向上、農林水産業への雇用促進・定着を図ります。 農産物の安全・安心を確保するための取組として、放射性物質の吸収抑制対策や米、野菜、畜産物等のモニタリング検査を継続するとともに、生産者等による自主的な検査を支援します。 また、自立的かつ経営感覚に優れた担い手に対して、重点的な支援を実施するとともに、地域特性をいかした作付けを拡大し、収益性の高い園芸や畜産、菌茸類の生産を支援します。稲作については、気象条件に適した品種の作付けや加工用米や酒造好適米、米粉用米、飼料用米など、需要に即した特色ある多様な米づくりを推進します。また、高付加価値農業の確立を図るため、気象特性等に適した新規作物の導入や県産オリジナル品種等を活用した地域特産物の生産及び農産物の加工等を推進します。 流通・販売においても各関係機関の連携の下、国内外への積極的な展開を図る一方、県民に新鮮で安全な農産物を提供するための直売施設や流通体制の整備を行い、地産地消を推進します。 また、農家民宿の開設など、観光産業との連携や棚田などの地域資源をいかした交流を積極的に行うとともに、加工や販売などを行う地域産業6次化等により、食を通じた地域の活性化を図ります。</p>	
23	9	<p>2 農林水産業の振興 小規模でも多様な農業に取り組める農業生産基盤の整備や遊休農地等の発生防止、再生利用により優良な農地を確保するとともに、用水路等の農業用施設や山腹水路、農道の整備や鳥獣被害防止対策の推進などを図ります。 また、新規就農の促進や女性の参画推進など多様な担い手の育成・確保を図るとともに、経営形態の複合化、2次産業・3次産業との連携や生産・加工・販売を一体化する地域産業6次化を進め、農林漁業者の所得向上、農林水産業への雇用促進・定着を図ります。 農産物の安全・安心を確保するための取組として、放射性物質の吸収抑制対策や米、野菜、畜産物等のモニタリング検査を継続するとともに、生産者等による自主的な検査を支援します。 また、自立的かつ経営感覚に優れた担い手に対して、重点的な支援を実施するとともに、地域特性をいかした作付けを拡大し、収益性の高い園芸や畜産、菌茸類の生産を支援します。稲作については、気象条件に適した品種の作付けや加工用米や酒造好適米、米粉用米、飼料用米など、需要に即した特色ある多様な米づくりを推進します。また、高付加価値農業の確立を図るため、気象特性等に適した新規作物の導入や県産オリジナル品種等を活用した地域特産物の生産及び農産物の加工等を推進します。 流通・販売においても各関係機関の連携の下、国内外への積極的な展開を図る一方、県民に新鮮で安全な農産物を提供するための直売施設や流通体制の整備を行い、地産地消を推進します。 また、農家民宿の開設など、観光産業との連携や棚田などの地域資源をいかした交流を積極的に行うとともに、加工や販売などを行う地域産業6次化等により、食を通じた地域の活性化を図ります。</p>	<p>2 農林水産業の振興 小規模でも多様な農業に取り組める農業生産基盤の整備や遊休農地等の発生防止、再生利用により優良な農地を確保するとともに、用水路等の農業用施設や山腹水路、農道の整備や鳥獣被害防止対策の推進などを図ります。 また、新規就農の促進や女性の参画推進など多様な担い手の育成・確保を図るとともに、経営形態の複合化、2次産業・3次産業との連携や生産・加工・販売を一体化する地域産業6次化を進め、農林漁業者の所得向上、農林水産業への雇用促進・定着を図ります。 農産物の安全・安心を確保するための取組として、放射性物質の吸収抑制対策や米、野菜、畜産物等のモニタリング検査を継続するとともに、生産者等による自主的な検査を支援します。 また、自立的かつ経営感覚に優れた担い手に対して、重点的な支援を実施するとともに、地域特性をいかした作付けを拡大し、収益性の高い園芸や畜産、菌茸類の生産を支援します。稲作については、気象条件に適した品種の作付けや加工用米や酒造好適米、米粉用米、飼料用米など、需要に即した特色ある多様な米づくりを推進します。また、高付加価値農業の確立を図るため、気象特性等に適した新規作物の導入や県産オリジナル品種等を活用した地域特産物の生産及び農産物の加工等を推進します。 流通・販売においても各関係機関の連携の下、国内外への積極的な展開を図る一方、県民に新鮮で安全な農産物を提供するための直売施設や流通体制の整備を行い、地産地消を推進します。 また、農家民宿の開設など、観光産業との連携や棚田などの地域資源をいかした交流を積極的に行うとともに、加工や販売などを行う地域産業6次化等により、食を通じた地域の活性化を図ります。</p>	
24	10	<p>林業については、森林の機能が持続的に発揮できる林業経営を進めるため、放射性物質の拡散抑制対策、林道・作業道等の整備、施業の集約化、機械化の推進による生産性の向上を図ります。 また、担い手確保のため、就業条件の改善や研修等を行うなど、森林所有者の収益向上、経営意欲の喚起を図ります。あわせて、県産木材利用の普及啓発を行い、公共事業や住宅での活用を図るなどの利活用を推進します。 特用林産物としてのきのこや山菜等の産地化を推進し、栽培指導の推進、施設整備や商品開発の支援、放射性物質検査体制を支援することで、安全な特用林産物の消費拡大を図ります。 水産業については、資源減少、燃油高騰、魚価の低迷、漁業就業者の高齢化などに対応するため、漁業への新規就業を進めるとともに、漁業経営能力の向上を図るほか、持続可能な経営を続けるための省エネ型の漁業への転換に向けた施設整備を推進します。 また、緊急時モニタリングを継続しながら、新たな魚種の養殖技術開発、養殖魚の品質向上のための種苗生産技術開発に取り組むなど、水産業の活性化を推進します。あわせて、野生動物や外来魚による被害防止活動を支援します。 なお、農林水産業の産地の競争力を強化するため、先端技術を活用した生産体系の確立やICT、ロボット等を活用した自動化・省力化に向けた取組など、いわゆるスマート農林水産業の普及を図ります。</p>	<p>林業については、森林の機能が持続的に発揮できる林業経営を進めるため、放射性物質の拡散抑制対策、林道・作業道等の整備、施業の集約化、機械化の推進による生産性の向上を図ります。 また、担い手確保のため、就業条件の改善や研修等を行うなど、林業事業者の経営基盤の強化、経営意欲の喚起を図ります。あわせて、県産木材利用の普及啓発を行い、公共事業や住宅での活用を図るなどの利活用を推進します。 特用林産物としてのきのこや山菜等の産地化を推進し、栽培指導の推進、施設整備や商品開発の支援、放射性物質検査体制を支援することで、安全な特用林産物の消費拡大を図ります。 水産業については、資源減少、燃油高騰、魚価の低迷、漁業就業者の高齢化などに対応するため、漁業への新規就業を進めるとともに、漁業経営能力の向上を図るほか、持続可能な経営を続けるための省エネ型の漁業への転換に向けた施設整備を推進します。 また、緊急時モニタリングを継続しながら、新たな魚種の養殖技術開発、養殖魚の品質向上のための種苗生産技術開発に取り組むなど、水産業の活性化を推進します。あわせて、野生動物や外来魚による被害防止活動を支援します。 なお、農林水産業の産地の競争力を強化するため、先端技術を活用した生産体系の確立やICT、ロボット等を活用した自動化・省力化に向けた取組など、いわゆるスマート農林水産業の普及を図ります。</p>	

No.	ページ	旧:現行の県過疎方針(令和3年度～令和7年度)	新:新たな県過疎方針(令和8年度～令和12年度)	●:修正有
25	10	<p>3 地域産業の振興</p> <p>過疎地域の地域資源をいかした和紙、編み組細工、織物、酒造業等の伝統産業において、新商品の開発や後継者育成、異業種産業間の交流を行う等の地域産業の持続、発展に向けた取組を支援するとともに、観光産業と連携した地域ブランドの形成、地域に根ざした産品を広く販売することにより地域の魅力向上を図ります。</p> <p>また、地域産業とそれに従事する人材を確保するため、特定地域づくり事業協同組合の設立及び組合を活用した取組を支援します。</p>	<p>3 地域産業の振興</p> <p>過疎地域の地域資源をいかした和紙、編み組細工、織物、酒造業等の伝統産業において、新商品の開発や後継者育成、異業種産業間の交流を行う等の地域産業の持続、発展に向けた取組を支援するとともに、観光産業と連携した地域ブランドの形成、地域に根ざした産品を広く販売することにより地域の魅力向上を図ります。</p> <p>また、地域産業とそれに従事する人材を確保するため、特定地域づくり事業協同組合の設立及び組合を活用した取組を支援します。</p>	
26	10	<p>4 企業の誘致及び新たな産業の振興</p> <p>立地条件が不利な過疎地域にも企業を誘致できるよう、金融融資制度や税制優遇の活用を促し、豊かな自然環境、豊富な農林水産資源などの地域特性をいかした企業誘致を推進するとともに、地域資源を活用した新たな事業展開や、地域住民、学生、NPO等の多様な主体による環境、農業、商業、医療福祉、教育など様々な分野の新規起業を支援します。</p> <p>製造業に代表される本県の産業基盤や、県立医科大学・会津大学などの高等教育機関と連携する産業の集積を基本としながら、医療・福祉機器産業、再生可能エネルギー関連産業等の研究、生産拠点機能の誘致を推進します。</p> <p>情報通信関連企業のサテライトオフィス開設や、遊休施設等を活用したコワーキングスペースやシェアオフィスなどのテレワークを可能とするための拠点整備を支援し、交流人口及び関係人口の拡大と雇用の創出を促進するとともに、高齢者福祉を充実させるサービスの提供や地域の課題解決を促すコミュニティビジネスの取組等を支援します。</p> <p>再生可能エネルギー関連分野では、産学民官ネットワークの強化を図りながら、新規事業開拓等に向けた取組を支援します。また、林地残材等未利用森林資源の安定供給体制づくりに取り組むとともに、木質ペレットなどの資源の有効活用に必要な加工施設等の整備等を支援します。</p>	<p>4 企業の誘致及び新たな産業の振興</p> <p>立地条件が不利な過疎地域にも企業を誘致できるよう、金融融資制度や税制優遇の活用を促し、豊かな自然環境、豊富な農林水産資源などの地域特性をいかした企業誘致を推進するとともに、地域資源を活用した新たな事業展開や、地域住民、学生、NPO等の多様な主体による環境、農業、商業、医療福祉、教育など様々な分野の新規起業を支援します。</p> <p>製造業に代表される本県の産業基盤や、県立医科大学・会津大学などの高等教育機関と連携する産業の集積を基本としながら、医療・福祉機器産業、再生可能エネルギー関連産業等の研究、生産拠点機能の誘致を推進します。</p> <p>情報通信関連企業のサテライトオフィス開設や、遊休施設等を活用したコワーキングスペースやシェアオフィスなどのテレワークを可能とするための拠点整備を支援し、交流人口及び関係人口の拡大と雇用の創出を促進するとともに、高齢者福祉を充実させるサービスの提供や地域の課題解決を促すコミュニティビジネスの取組等を支援します。</p> <p>再生可能エネルギー関連分野では、産学民官ネットワークの強化を図りながら、新規事業開拓等に向けた取組を支援します。また、林地残材等未利用森林資源の安定供給体制づくりに取り組むとともに、木質ペレットなどの資源の有効活用に必要な加工施設等の整備等を支援します。</p>	
27	11	<p>5 商業の振興</p> <p>地域と密接な関わりを持つ商店街は、商業機能のほか、地域住民の交流等のコミュニティ機能を持つことから、市町村や商工団体と連携して地域の特色に応じた魅力ある商店街づくりを支援します。</p> <p>持続可能な歩いて暮らせるまちづくりの実現のため、特に規模の大きな小売商業施設は各生活圏の都市機能が集積されている地域に誘導する一方で、全ての地域で生活必需品を無理なく買うことができるまちづくりの実現を目指し、商業機能の確保や買い物支援に関する取組を支援します。</p>	<p>5 商業の振興</p> <p>地域と密接な関わりを持つ商店街は、商業機能のほか、地域住民の交流等のコミュニティ機能を持つことから、市町村や商工団体と連携して地域の特色に応じた魅力ある商店街づくりを支援します。</p> <p>持続可能な歩いて暮らせるまちづくりの実現のため、特に規模の大きな小売商業施設は各生活圏の都市機能が集積されている地域に誘導する一方で、全ての地域で生活必需品を無理なく買うことができるまちづくりの実現を目指し、商業機能の確保や買い物支援に関する取組を支援します。</p>	
28	11	<p>6 観光関連産業の振興</p> <p>自然環境や景観の保全に十分配慮しながら、本県が有する豊かな自然環境、景観、歴史、温泉、食などの「地域の宝」をいかし、地域が主体となって地域独自の観光素材を発掘し、磨き上げ、新たな観光の魅力として提案・発信する着地型観光を推進するとともに、観光拠点となる施設の整備に努めます。</p> <p>近年のアウトドア、体験型観光、健康、環境、教育、家族、個人旅行などの観光ニーズの志向の変化に対応した観光産業の振興を目指すとともに、地域資源を活用した教育旅行の誘致活動を推進します。</p> <p>さらに、観光資源の新たな発掘や埋もれた資源の再生などに努め、観光サービスの向上に向けたおもてなしの充実に向けた取組を支援するとともに、国内外への正確な情報発信を行い、風評の払拭に努めます。</p> <p>その他、東アジアや東南アジアを始めとする海外へのプロモーション活動などを推進するとともに、外国人観光客の受入体制の整備を進めます。</p>	<p>6 観光関連産業の振興</p> <p>自然環境や景観の保全に十分配慮しながら、本県が有する豊かな自然環境、景観、歴史、温泉、食などの「地域の宝」をいかし、地域が主体となって地域独自の観光素材を発掘し、磨き上げ、新たな観光の魅力として提案・発信する着地型観光を推進するとともに、観光拠点となる施設の整備に努めます。</p> <p>近年のアウトドア、体験型観光、健康、環境、教育、家族、個人旅行などの観光ニーズの志向の変化に対応した観光産業の振興を目指すとともに、地域資源を活用した教育旅行の誘致活動を推進します。</p> <p>さらに、観光資源の新たな発掘や埋もれた資源の再生などに努め、観光サービスの向上に向けたおもてなしの充実を図る取組を支援するとともに、国内外への正確な情報発信を行い、風評の払拭に努めます。</p> <p>その他、東アジアや東南アジアを始めとする海外へのプロモーション活動などを推進するとともに、外国人観光客の受入体制の整備を進めます。</p>	●
29	12	<p>第4 地域における情報化</p> <p>1 情報化の方針</p> <p>ICTの飛躍的な進歩による、社会全体のデジタル化の進展は、地理的、時間的制約を克服するものであり、<u>過疎地域こそ</u>暮らしや仕事等の面で大きな恩恵を受けることが期待されます。</p> <p>また、ICT及びデータの活用は、医療、福祉、教育、買い物、公共交通、人的資源の不足等、過疎地域が有する諸課題を解決する可能性を有しており、地域の実情に応じ、ICT及びデータを積極的に活用することが必要となります。</p>	<p>第4 地域における情報化</p> <p>1 情報化の方針</p> <p>ICTの飛躍的な進歩による、社会全体のデジタル化の進展は、地理的、時間的制約を克服するものであり、<u>特に過疎地域においては</u>、暮らしや仕事等の面で大きな恩恵を受けることが期待されます。</p> <p>また、ICT及びデータの活用は、医療、福祉、教育、買い物、公共交通、人的資源の不足等、過疎地域が有する諸課題を解決する可能性を有しており、地域の実情に応じ、ICT及びデータを積極的に活用することが必要となります。</p>	●
30	12	<p>2 情報通信基盤の整備・維持</p> <p>過疎地域における携帯電話、放送、ブロードバンド等情報通信基盤の整備と維持について、都市部との格差の是正を図ることで住民の生活と産業・流通の持続的な発展の基盤とします。</p>	<p>2 情報通信基盤の整備・維持</p> <p>過疎地域における携帯電話、放送、ブロードバンド等情報通信基盤の整備と維持について、都市部との格差の是正を図ることで住民の生活と産業・流通の持続的な発展の基盤とします。</p>	

No.	ページ	旧:現行の県過疎方針(令和3年度～令和7年度)	新:新たな県過疎方針(令和8年度～令和12年度)	●:修正有
31	12	<p>3 ICT及びデータの活用</p> <p>(1) 安全・安心、健康な暮らし 過疎地域においても安全・安心で健康な暮らしを実現するため、ICT及びデータを活用し、質の高い医療、福祉、教育等の行政サービスの提供、防災情報、高齢者の安否確認、災害時・緊急時の非常連絡手段の確保等を推進します。</p> <p>(2) 産業振興・地域活性化 活力に満ちた地域づくりを進めるため、ICT及びデータを活用し、住民の買い物環境や移動手段の確保、就業や起業を含めた移住・定住対策等を積極的に推進します。 また、特産品等の地域情報の積極的な発信を行い、地域の活力の向上と交流人口の拡大を図ります。</p> <p>(3) 教育・ICT人材育成 住民の情報リテラシーの向上を図るため、学習機会の提供や相談体制の充実を図ります。</p> <p>(4) 行政のデジタル化 行政手続のオンライン化やウェブ会議など、新たなICTの導入により、県民が享受できるサービスの向上や平準化を図ります。</p>	<p>3 ICT及びデータの活用</p> <p>(1) 安全・安心、健康な暮らし 過疎地域においても安全・安心で健康な暮らしを実現するため、ICT及びデータを活用し、質の高い医療、福祉、教育等の行政サービスの提供、防災情報、高齢者の安否確認、災害時・緊急時の非常連絡手段の確保等を推進します。</p> <p>(2) 産業振興・地域活性化 活力に満ちた地域づくりを進めるため、ICT及びデータを活用し、住民の買い物環境や移動手段の確保、就業や起業を含めた移住・定住対策等を積極的に推進します。 また、特産品等の地域情報の積極的な発信を行い、地域の活力の向上と交流人口の拡大を図ります。</p> <p>(3) 教育・ICT人材育成 住民の情報リテラシーの向上を図るため、学習機会の提供や相談体制の充実を図ります。</p> <p>(4) 行政のデジタル化 行政手続のオンライン化やウェブ会議など、新たなICTの導入により、県民が享受できるサービスの向上や平準化を図ります。</p>	
32	13	<p>第5 交通施設の整備、交通手段の確保の促進</p> <p>1 交通施設の整備、交通手段の確保の方針 過疎地域における道路交通網は、社会において、産業振興、生活環境の向上など地方創生の取組において欠くことのできない社会基盤であるとともに、災害時における緊急輸送及び避難ルートを担うなど、安全・安心を支える基盤となります。 本県が推進してきた7つの地域における中心都市との連携強化及び生活圏相互の交流を活性化させ、魅力ある地域づくりを広域的、一体的に進めていくためにも、地域の実情にあった生活幹線道路、地域産業の振興に資する道路の整備促進及び既に整備された路線の適切な維持管理に努める必要があります。 また、住民の足として欠かせない鉄道・バス等の公共交通機関は、地域の活性化を図る上で重要な役割を果たすものですが、モータリゼーションの進展や少子化の影響などにより利用者が減少し、路線の維持が困難になっています。このため、住民が安心して日常生活を送るために必要な生活交通の維持・確保を図る必要があります。</p>	<p>第5 交通施設の整備、交通手段の確保の促進</p> <p>1 交通施設の整備、交通手段の確保の方針 過疎地域における道路交通網は、社会において、産業振興、生活環境の向上など地方創生の取組において欠くことのできない社会基盤であるとともに、災害時における緊急輸送及び避難ルートを担うなど、安全・安心を支える基盤となります。 本県が推進してきた7つの地域における中心都市との連携強化及び生活圏相互の交流を活性化させ、魅力ある地域づくりを広域的、一体的に進めていくためにも、地域の実情にあった生活幹線道路、地域産業の振興に資する道路の整備促進及び既に整備された路線の適切な維持管理に努める必要があります。 また、住民の足として欠かせない鉄道・バス等の公共交通機関は、地域の活性化を図る上で重要な役割を果たすものですが、モータリゼーションの進展や少子化の影響などにより利用者が減少し、路線の維持が困難になっています。このため、住民が安心して日常生活を送るために必要な生活交通の維持・確保を図る必要があります。</p>	
33	13	<p>2 生活交通の確保(道路等)</p> <p>過疎地域とそれ以外の地域間を結ぶ生活幹線道路の整備を促進し、円滑な地域間交流等を支援します。また、地域産業の振興に資する道路や地域内の集落を結ぶなど日常生活の基盤を支えるのに必要な道路の維持、整備を推進します。 会津地方を中心とする豪雪地域においては、積雪等による影響を考慮した道路の整備や除雪体制を充実するとともに、交通障害を防ぐ防雪施設の整備等を進めます。</p>	<p>2 生活交通の確保(道路等)</p> <p>過疎地域とそれ以外の地域間を結ぶ生活幹線道路の整備を促進し、円滑な地域間交流等を支援します。また、地域産業の振興に資する道路や地域内の集落を結ぶなど日常生活の基盤を支えるのに必要な道路の維持、整備を推進します。 会津地方を中心とする豪雪地域においては、積雪等による影響を考慮した道路の整備や除雪体制を充実するとともに、交通障害を防ぐ防雪施設の整備等を進めます。</p>	
34	13	<p>3 生活交通の確保(公共交通機関等)</p> <p>バス事業者が運行する広域的・幹線的なバス路線を支援するとともに、地域の実情に応じた市町村営バス、委託バス、デマンド型乗合タクシー(需要に応じて柔軟に運行する利用者主導型のタクシー)などの生活交通対策事業を進めます。 また、過疎地域において、ICT等を活用した新たな交通手段を導入するための取組を支援します。 会津鉄道、阿武隈急行などの地域鉄道における地域と一体となった利便性向上や利用促進に向けた取組を支援し、沿線地域等の活性化に努めます。 本県の7つの地域の相互連携を強化する機能を有するJR在来線の東北本線、常磐線、磐越東線、磐越西線、水郡線及び只見線の利用促進に努め、沿線地域等の活性化を図ります。</p>	<p>3 生活交通の確保(公共交通機関等)</p> <p>バス事業者が運行する広域的・幹線的なバス路線を支援するとともに、地域の実情に応じた市町村営バス、委託バス、デマンド型乗合タクシー(需要に応じて柔軟に運行する利用者主導型のタクシー)などの生活交通対策事業を進めます。 また、過疎地域において、ICT等を活用した新たな交通手段を導入するための取組を支援します。 会津鉄道、阿武隈急行などの地域鉄道における地域と一体となった利便性向上や利用促進に向けた取組を支援し、沿線地域等の活性化に努めます。 本県の7つの地域の相互連携を強化する機能を有するJR在来線の東北本線、常磐線、磐越東線、磐越西線、水郡線及び只見線の利用促進に努め、沿線地域等の活性化を図ります。</p>	

No.	ページ	旧:現行の県過疎方針(令和3年度～令和7年度)	新:新たな県過疎方針(令和8年度～令和12年度)	●:修正有
35	14	<p>第6 生活環境の整備</p> <p>1 生活環境の整備の方針 過疎地域における生活関連社会資本の整備は、地域に暮らす若年者の定住対策、また、地域間交流を図る上で重要な課題となっています。 これまで水道施設、生活排水処理施設及び広域市町村圏を単位とした消防防災、救急体制の整備が進められ、地域住民の生活環境の向上が見られていますが、依然として都市部との格差があるため、引き続き各施設の整備拡充を行うとともに、整備済み施設の維持管理に努める必要があります。 また、過疎地域の持つ優れた自然環境、農地、森林等の保全に努め、これらを活用した地域間交流の促進及び情報発信を推進します。 さらに、水源のかん養や、洪水、土砂災害等の自然災害を防止するため、森林や水路等の保全活動や近年増加している鳥獣被害への対策を講じる必要があります。</p>	<p>第6 生活環境の整備</p> <p>1 生活環境の整備の方針 過疎地域における生活関連社会資本の整備は、地域に暮らす若年者の定住対策、また、地域間交流を図る上で重要な課題となっています。 これまで水道施設、生活排水処理施設及び広域市町村圏を単位とした消防防災、救急体制の整備が進められ、地域住民の生活環境の向上が見られていますが、依然として都市部との格差があるため、引き続き各施設の整備拡充を行うとともに、整備済み施設の維持管理に努める必要があります。 また、過疎地域の持つ優れた自然環境、農地、森林等の保全に努め、これらを活用した地域間交流の促進及び情報発信を推進します。 さらに、水源のかん養や、洪水、土砂災害等の自然災害を防止するため、森林や水路等の保全活動や近年増加している鳥獣被害への対策を講じる必要があります。</p>	
36	14	<p>2 生活環境の維持保全 将来にわたり水道水の安定供給が図られるよう、水道施設の整備や災害に強い水道施設の改修、未普及地区の解消のための水道事業の再編成などの経営基盤の強化を促進します。また、井戸水等の衛生対策を推進します。 下水道施設及び農業集落排水処理施設については、集落の規模や、生活環境への影響、自然環境や公共用水域への影響を勘案した整備を進めます。下水道、農業集落排水等集合処理計画区域以外の区域にあっては、合併処理浄化槽の整備を推進します。 周辺の環境に配慮しつつ、一般廃棄物処理施設(し尿処理施設を含む)の計画的な整備及び広域処理体制の整備や計画的な維持管理を推進します。 紙ごみ等の分別の徹底、生ごみの水切りの徹底や堆肥化など、家庭や事業者で取り組む排出抑制対策の普及を図り、廃棄物の発生抑制やリサイクル率向上を推進していくとともに、粗大ごみ等の不法投棄防止対策を実施し、美しい自然環境の保全を図ります。 さらに、将来の人口推計を考慮した火葬施設の整備と施設老朽化に伴う補修を行うなど、適切な運用に努めます。</p>	<p>2 生活環境の維持保全 将来にわたり水道水の安定供給が図られるよう、水道施設の整備や災害に強い水道施設の改修、未普及地区の解消のための水道事業の再編成などの経営基盤の強化を促進します。また、井戸水等の衛生対策を推進します。 下水道施設及び農業集落排水処理施設については、集落の規模や、生活環境への影響、自然環境や公共用水域への影響を勘案した整備を進めます。下水道、農業集落排水等集合処理計画区域以外の区域にあっては、合併処理浄化槽の整備を推進します。 周辺の環境に配慮しつつ、一般廃棄物処理施設(し尿処理施設を含む)の計画的な整備及び広域処理体制の整備や計画的な維持管理を推進します。 紙ごみ等の分別の徹底、生ごみの水切りの徹底や堆肥化など、家庭や事業者で取り組む排出抑制対策の普及を図り、廃棄物の発生抑制やリサイクル率向上を推進していくとともに、粗大ごみ等の不法投棄防止対策を実施し、美しい自然環境の保全を図ります。 さらに、将来の人口推計を考慮した火葬施設の整備と施設老朽化に伴う補修を行うなど、適切な運用に努めます。</p>	
37	14	<p>3 消防救急体制の整備 消防救急体制については、広域消防機関の設置により消防や救急体制の効率的な運用、拡充強化が進められていますが、地域における青年・壮年層の減少に伴う消防団等の弱体化が進んでおり、<u>消防団の団員確保及び消防力の充実にに向けた消防ポンプや自動車等の機動力の向上、消防水利などの充実に努めます。</u> 広域消防機関においては、消防力の充実強化と広域応援体制の整備、救急救命士の養成や高規格救急自動車の配備に努め、医療機関との連携強化による救急体制の充実を図ります。 また、ヘリコプターによる消火活動や人命救助、患者の搬送などが迅速に行えるよう、関係機関との連携を強化し、地域の消防救急医療体制の充実を図ります。 災害時における通信機能を確保するため、市町村防災行政無線等の整備を進めるとともに、社会環境の変化に対応した防災情報体制の充実強化を図ります。 さらに、地域の防災力の向上を図るため、自主防災組織等の充実強化を行うとともに、防災訓練などを通じた災害時の要支援者への対応を強化することに努めます。</p>	<p>3 消防救急体制の整備 消防救急体制については、広域消防機関の設置により消防や救急体制の効率的な運用、拡充強化が進められていますが、地域における青年・壮年層の減少に伴う消防団等の弱体化が進んでおり、<u>消防団の団員確保や、消防ポンプ、消防車両及び消防水利施設の整備など、消防力の充実に努めます。</u> 広域消防機関においては、消防力の充実強化と広域応援体制の整備、救急救命士の養成や高規格救急自動車の配備に努め、医療機関との連携強化による救急体制の充実を図ります。 また、ヘリコプターによる消火活動や人命救助、患者の搬送などが迅速に行えるよう、関係機関との連携を強化し、地域の消防救急医療体制の充実を図ります。 災害時における通信機能を確保するため、市町村防災行政無線等の整備を進めるとともに、社会環境の変化に対応した防災情報体制の充実強化を図ります。 さらに、地域の防災力の向上を図るため、自主防災組織等の充実強化を行うとともに、防災訓練などを通じた災害時の要支援者への対応を強化することに努めます。</p>	●
38	15	<p>4 地域、環境の保全 高い水源かん養機能を持つ過疎地域の森林保全及び生物の多様性を保護するため、水源地の環境保全を進めるとともに、生活排水等の適切な処理等についての住民への意識啓発のほか、県内にも広く分布する棚田を保全し、棚田地域の有する多面にわたる機能の維持増進を図るため、エコツーリズムなどの自然体験、自然環境について学ぶ機会の提供を推進します。 治水対策としての河川改修を進めるとともに、土砂災害を防ぐための砂防事業、地すべり対策事業、治山事業、急傾斜地崩壊対策事業や雪崩災害を防ぐための雪崩対策事業を進めます。 また、農業生産活動を継続するために必要な農地や農業用水路等の保全管理が、年々困難となってきたことから、これらの維持管理を地域ぐるみで行う共同活動を支援します。 近年、イノシシ、サル、クマ、シカ等の野生動物が農地や生活環境等へ侵入し、地域に深刻な被害をもたらしています。関係団体等と連携を図りながら、地域における鳥獣被害の防止活動を支援します。</p>	<p>4 地域、環境の保全 高い水源かん養機能を持つ過疎地域の森林保全及び生物の多様性を保護するため、水源地の環境保全を進めるとともに、生活排水等の適切な処理等についての住民への意識啓発のほか、県内にも広く分布する棚田を保全し、棚田地域の有する多面にわたる機能の維持増進を図るため、エコツーリズムなどの自然体験、自然環境について学ぶ機会の提供を推進します。 治水対策としての河川改修を進めるとともに、土砂災害を防ぐための砂防事業、地すべり対策事業、治山事業、急傾斜地崩壊対策事業や雪崩災害を防ぐための雪崩対策事業を進めます。 また、農業生産活動を継続するために必要な農地や農業用水路等の保全管理が、年々困難となってきたことから、これらの維持管理を地域ぐるみで行う共同活動を支援します。 近年、イノシシ、サル、クマ、シカ等の野生動物が農地や生活環境等へ侵入し、地域に深刻な被害をもたらしています。関係団体等と連携を図りながら、地域における鳥獣被害の防止活動を支援します。</p>	

No.	ページ	旧:現行の県過疎方針(令和3年度～令和7年度)	新:新たな県過疎方針(令和8年度～令和12年度)	●:修正有
39	15	<p>5 安全・安心な暮らしの確保</p> <p>過疎地域においては、空き家の増加、老朽化し倒壊のおそれがある危険空き家等による住民生活や景観への影響が問題となっています。このため、空き家の適正管理や老朽危険空き家の除去を市町村に対して促すなど、地域の生活環境の維持・向上に努めます。</p> <p>会津地方を中心とする豪雪地域における住家等の除雪について、担い手確保のための広域的な取組を支援するとともに、消融雪施設や除雪機械の導入等に努めます。</p> <p>生活基盤の維持のため、日々の暮らしに必要な買い物環境、医療、教育、公共交通の確保を行います。特に、燃料供給拠点であるガソリンスタンド(サービスステーション)は、過疎地域の主な交通手段である自動車の燃料や、高齢者への冬場の灯油配送などの生活インフラであることから、その維持を図ります。</p> <p>日常生活における地域の安全・安心の確保に向け、市町村や地域が行う交通安全の取組や、なりすまし詐欺を始めとする防犯対策などの取組を支援します。</p>	<p>5 安全・安心な暮らしの確保</p> <p>過疎地域においては、空き家の増加、老朽化し倒壊のおそれがある危険空き家等による住民生活や景観への影響が問題となっています。このため、空き家の適正管理や老朽危険空き家の除去を市町村に対して促すなど、地域の生活環境の維持・向上に努めます。</p> <p>会津地方を中心とする豪雪地域における住家等の除雪について、担い手確保のための広域的な取組を支援するとともに、消融雪施設や除雪機械の導入等に努めます。</p> <p>生活基盤の維持のため、日々の暮らしに必要な買い物環境、医療、教育、公共交通の確保を行います。特に、燃料供給拠点であるガソリンスタンド(サービスステーション)は、過疎地域の主な交通手段である自動車の燃料や、高齢者への冬場の灯油配送などの生活インフラであることから、その維持を図ります。</p> <p>日常生活における地域の安全・安心の確保に向け、市町村や地域が行う交通安全の取組や、なりすまし詐欺を始めとする防犯対策などの取組を支援します。</p>	●

No.	ページ	旧：現行の県過疎方針(令和3年度～令和7年度)	新：新たな県過疎方針(令和8年度～令和12年度)	●：修正有
40	16	<p>第7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進</p> <p>1 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の方針 少子化の進行により、地域のニーズに応じた子育て施設の整備や子育て家庭の孤立化を防ぐため、地域全体で子育てを行う環境づくりが求められています。 また、高齢者の増加に伴い、介護が必要となる高齢者の増加が見込まれますが、高齢者や障がい者を含む誰もが住み慣れた地域で安心して生活が続けられる地域包括ケアシステムの構築に向け、保健・医療・福祉が一体となった取組が必要とされています。 一方で、高齢者の豊富な経験・知識・技術をいかした就労や社会活動の参加の機会創出を図り、高齢者が地域で活躍できる社会を形成していく必要があります。 これらの取組を進めるため、地域保健・医療・福祉に必要な施設の整備を促進するとともに、医療福祉に従事する人材の確保と住民の相談体制の充実に努めます。</p>	<p>第7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進</p> <p>1 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の方針 少子化の進行により、地域のニーズに応じた子育て施設の整備や子育て家庭の孤立化を防ぐため、地域全体で子育てを行う環境づくりが求められています。 また、高齢者の増加に伴い、介護が必要となる高齢者の増加が見込まれますが、高齢者や障がい者を含む誰もが住み慣れた地域で安心して生活が続けられる地域包括ケアシステムの構築に向け、保健・医療・福祉が一体となった取組が必要とされています。 一方で、高齢者の豊富な経験・知識・技術をいかした就労や社会活動の参加の機会創出を図り、高齢者が地域で活躍できる社会を形成していく必要があります。 これらの取組を進めるため、地域保健・医療・福祉に必要な施設の整備を促進するとともに、医療福祉に従事する人材の確保と住民の相談体制の充実に努めます。</p>	
41	16	<p>2 子育て環境の充実 地域のニーズに応じた保育所、放課後児童クラブ等の整備、放課後等デイサービス、子育て親子の交流等を行う地域子育て支援拠点施設の設置・整備などを推進するとともに、母子保健を推進するため、妊娠期から子育て期にわたって切れ目のない支援を行う「<u>子育て世代包括支援センター</u>（<u>母子健康包括支援センター</u>）」の機能充実に努めます。 また、働く親たちの育児を支援するため、ファミリー・サポート・センターの機能等を充実するとともに、家庭で過ごす親子同士の集いの場となる地域子育て支援拠点の充実を図ります。さらに、子育て家庭の孤立化を防ぐため、地域における他の子育て支援事業と連携し、住民のニーズに合った多様な支援に努めます。</p>	<p>2 子育て環境の充実 地域のニーズに応じた保育所、放課後児童クラブ等の整備、放課後等デイサービス、子育て親子の交流等を行う地域子育て支援拠点施設の設置・整備などを推進するとともに、母子保健を推進するため、妊娠期から子育て期にわたって切れ目のない支援を行う「<u>こども家庭センター</u>」の機能充実に努めます。 また、働く親たちの育児を支援するため、ファミリー・サポート・センターの機能等を充実するとともに、家庭で過ごす親子同士の集いの場となる地域子育て支援拠点の充実を図ります。さらに、子育て家庭の孤立化を防ぐため、地域における他の子育て支援事業と連携し、住民のニーズに合った多様な支援に努めます。</p>	●
42	16	<p>3 地域包括ケアシステムの構築 住み慣れた地域で安心して生活が続けられるよう、地域包括ケアシステムの構築に必要な施設整備、運営、人材の育成を支援するとともに、高齢者や障がい者等が地域で自立した生活を送れるよう、市町村と連携を図りながら、在宅福祉サービスの充実及びグループホームや小規模多機能施設等の地域密着型サービスの整備を促進します。 また、高齢者等が安心して暮らせる住まいづくりを進めるため、福祉機能を持った住宅の整備を促進するなど、ユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりを推進します。</p>	<p>3 地域包括ケアシステムの構築 住み慣れた地域で安心して生活が続けられるよう、地域包括ケアシステムの構築に必要な施設整備、運営、人材の育成を支援するとともに、高齢者や障がい者等が地域で自立した生活を送れるよう、市町村と連携を図りながら、在宅福祉サービスの充実及びグループホームや小規模多機能施設等の地域密着型サービスの整備を促進します。 また、高齢者等が安心して暮らせる住まいづくりを進めるため、福祉機能を持った住宅の整備を促進するなど、ユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりを推進します。</p>	
43	16	<p>4 健康づくり、生きがいづくり 生涯にわたる健康づくりを計画的、体系的に推進するため、若年期からの栄養、保健指導の充実強化を進めます。 高齢者が要介護状態等となることを予防するため、介護予防に関する普及啓発、介護予防事業を支援するとともに、高齢者が有する豊富な経験・知識・技術をいかせる活動の機会の充実を図り、高齢者の多様な社会参加を図ります。</p>	<p>4 健康づくり、生きがいづくり 生涯にわたる健康づくりを計画的、体系的に推進するため、若年期からの栄養、保健指導の充実強化を進めます。 高齢者が要介護状態等となることを予防するため、介護予防に関する普及啓発、介護予防事業を支援するとともに、高齢者が有する豊富な経験・知識・技術をいかせる活動の機会の充実を図り、高齢者の多様な社会参加を図ります。</p>	
44	17	<p>第8 医療の確保</p> <p>1 医療の確保の方針 急速な少子・高齢化の進行、生活習慣に起因する疾病の増加、医療技術の進歩、さらには新型コロナウイルス感染症の流行などにより、医療・健康に対する関心の高まりがある中、過疎地域においては、医師の高齢化などの新たな課題も生じており、医師の絶対数が少ない状況下で、安定した医療の確保等が困難な状況にあります。 病院間・病院診療所間の協力的体制の構築や医療機関の整備等を促進し、地域において切れ目のない医療が実現するよう、限られた医療資源の効率的な運用に努め、過疎地域の医療提供体制の確保を図ります。</p>	<p>第8 医療の確保</p> <p>1 医療の確保の方針 急速な少子高齢化の進行、生活習慣に起因する疾病の増加、医療技術の進歩、さらには新型コロナウイルス感染症の流行などにより、医療・健康に対する関心の高まりがある中、過疎地域においては、医師の高齢化などの新たな課題も生じており、医師の絶対数が少ない状況下で、安定した医療の確保等が困難な状況にあります。 病院間・病院診療所間の協力的体制の構築や医療機関の整備等を促進し、地域において切れ目のない医療が実現するよう、限られた医療資源の効率的な運用に努め、過疎地域の医療提供体制の確保を図ります。</p>	●
45	17	<p>2 無医地区等対策 へき地勤務医等の確保・育成を図るとともに、国の第9次へき地保健医療計画で制度化された、へき地医療医師の派遣調整等を行い、広域的なへき地医療支援体制の確保を図ります。 また、へき地医療拠点病院・診療所等の整備や指定、へき地医療拠点病院等における研修の充実、また代診医の派遣を行う医療支援システムの充実を図るなど、医療機関が相互に連携可能となるよう支援するとともに、情報通信機器を活用した遠隔医療の積極的な導入を促進します。</p>	<p>2 無医地区等対策 へき地勤務医等の確保・育成を図るとともに、国の第9次へき地保健医療計画で制度化された、へき地医療医師の派遣調整等を行い、広域的なへき地医療支援体制の確保を図ります。 また、へき地医療拠点病院・診療所等の整備や指定、へき地医療拠点病院等における研修の充実、また代診医の派遣を行う医療支援システムの充実を図るなど、医療機関が相互に連携可能となるよう支援するとともに、情報通信機器を活用した遠隔医療の積極的な導入を促進します。</p>	
46	17	<p>3 地域医療の確保 小児科、産科、眼科、耳鼻咽喉科、精神科等の特定診療科目については、地域の実情に応じて、広域的な見地から、隣接地域の医療機関等との連携を図り受診機会の確保に努めます。 また、救急隊員が行う応急措置の質の確保等に向けた取組や、ドクターヘリによる陸上搬送と連携した救急搬送体制の確立を図ります。</p>	<p>3 地域医療の確保 小児科、産科、眼科、耳鼻咽喉科、精神科等の特定診療科目については、地域の実情に応じて、広域的な見地から、隣接地域の医療機関等との連携を図り受診機会の確保に努めます。 また、救急隊員が行う応急措置の質の確保等に向けた取組や、ドクターヘリによる陸上搬送と連携した救急搬送体制の確立を図ります。</p>	

No.	ページ	旧:現行の県過疎方針(令和3年度～令和7年度)	新:新たな県過疎方針(令和8年度～令和12年度)	●:修正有
47	18	<p>第9 教育の振興</p> <p>1 教育の振興の方針 過疎地域においては、人口の減少や少子化により児童・生徒が減少しています。学校教育においては、地域の将来を担う人間性豊かな人材の育成を図るため、豊かな自然環境をいかした体験学習、郷土への愛着を育む学習、地域外の児童・生徒との交流など、過疎地域の特性をいかした教育を行う必要があります。教育施設については、過疎地域の人口並びに児童・生徒数の推移等の長期的な見通しに基づいた教育環境の充実に努めます。社会教育においては、住民の多様な学習ニーズに応えるため、図書館や公民館等を活用した体制の整備を進めるとともに、学習機会の充実に努めます。また、スポーツ活動の振興に資するため、体育施設を整備しつつ、指導者の育成・確保を進めます。</p>	<p>第9 教育の振興</p> <p>1 教育の振興の方針 過疎地域においては、人口の減少や少子化により児童・生徒が減少しています。学校教育においては、地域の将来を担う人間性豊かな人材の育成を図るため、豊かな自然環境をいかした体験学習、郷土への愛着を育む学習、地域外の児童・生徒との交流など、過疎地域の特性をいかした教育を行う必要があります。教育施設については、過疎地域の人口並びに児童・生徒数の推移等の長期的な見通しに基づいた教育環境の充実に努めます。社会教育においては、住民の多様な学習ニーズに応えるため、図書館や公民館等を活用した体制の整備を進めるとともに、学習機会の充実に努めます。また、スポーツ活動の振興に資するため、体育施設を整備しつつ、指導者の育成・確保を進めます。</p>	
48	18	<p>2 教育環境の充実 地域のコミュニティ活動の中心として学校が果たす役割を考慮し、適正な規模を確保しながら地域の実情に応じた教育施設の整備を推進します。また、学校給食施設、教職員住宅等の関連施設の整備のほか、通学条件の改善を図ります。小規模校についても施設の適正な整備改善に努めるとともに、情報通信機器等を活用した主体的・対話的で深い学びの推進、地域住民との交流を通して伝統芸能や生活文化、郷土食について学ぶなど地域の実情にあった教育の実践と、複式学級を対象とした研修を行うなどの教職員の指導力の向上を図ります。また、児童・生徒が良好な教育環境の中で学習ができるよう、施設の耐震化を進めるとともに、地域の特色をいかした施設の整備を進めます。学校施設の整備に当たっては、県産材の積極的な活用を推進します。</p>	<p>2 教育環境の充実 地域のコミュニティ活動の中心として学校が果たす役割を考慮し、適正な規模を確保しながら地域の実情に応じた教育施設の整備を推進します。また、学校給食施設、教職員住宅等の関連施設の整備のほか、通学条件の改善を図ります。小規模校についても施設の適正な整備改善に努めるとともに、情報通信機器等を活用した主体的・対話的で深い学びの推進、地域住民との交流を通して伝統芸能や生活文化、郷土食について学ぶなど地域の実情にあった教育の実践と、複式学級を対象とした研修を行うなどの教職員の指導力の向上を図ります。また、児童・生徒が良好な教育環境の中で学習ができるよう、施設の耐震化を進めるとともに、地域の特色をいかした施設の整備を進めます。学校施設の整備に当たっては、県産材の積極的な活用を推進します。</p>	
49	18	<p>3 集会施設、体育施設、社会教育施設等の整備等 過疎地域の一人一人がそのライフステージに合わせて、様々な学習や体験ができ、これらを通じて自己実現を図る環境を整えるため、地域バランスに配慮しながら、公民館、図書館、体育施設等の整備や再編を図ります。また、生涯学習を実施する多様な機関と連携・協力することにより、学習環境の整備や学習情報の提供充実を図るとともに、地域コミュニティの中核的施設としての学校施設の活用に努めます。さらに、学校統廃合に伴う廃校舎等について、地域の交流の拠点や新たな産業の拠点として再整備するなど、施設の有効活用を進めます。</p>	<p>3 集会施設、体育施設、社会教育施設等の整備等 過疎地域の一人一人がそのライフステージに合わせて、様々な学習や体験ができ、これらを通じて自己実現を図る環境を整えるため、地域バランスに配慮しながら、公民館、図書館、体育施設等の整備や再編を図ります。また、生涯学習を実施する多様な機関と連携・協力することにより、学習環境の整備や学習情報の提供充実を図るとともに、地域コミュニティの中核的施設としての学校施設の活用に努めます。さらに、学校統廃合に伴う廃校舎等について、地域の交流の拠点や新たな産業の拠点として再整備するなど、施設の有効活用を進めます。</p>	

No.	ページ	旧:現行の県過疎方針(令和3年度～令和7年度)	新:新たな県過疎方針(令和8年度～令和12年度)	●:修正有
50	19	<p>第10 集落の整備</p> <p>1 集落の整備の方針 農山漁村の集落は、一定の地理的、社会的条件の下に形成され、独自の風習や習慣などによって維持されてきたという事情をそれぞれが有しています。 したがって、集落の整備に当たっては、それぞれの集落が持つ歴史的な経過と現在の社会生活圏の実態、交通網や公共施設の整備状況に配慮し、地域の意見を尊重しながら再編を図っていくことが必要となります。 また、人口減少と高齢化が進んだ集落においては、その機能の低下が大きな課題であり、担い手不足から集落自らの取組だけでは集落機能の維持・活性化が困難なことから、外部人材の支援により集落機能を維持、強化していくことや、複数集落のネットワーク化を推進することも必要とされています。</p>	<p>第10 集落の整備</p> <p>1 集落の整備の方針 農山漁村の集落は、一定の地理的、社会的条件の下に形成され、独自の風習や習慣などによって維持されてきたという事情をそれぞれが有しています。 したがって、各集落が持つ歴史的な経過と現在の社会生活圏の実態、交通網や公共施設の整備状況に配慮し、地域の意見を尊重しながら集落の整備に当たっていくことが必要となります。 また、人口減少と高齢化が進んだ集落においては、その機能の低下が大きな課題であり、担い手不足から集落自らの取組だけでは集落機能の維持・活性化が困難なことから、外部人材の支援により集落機能を維持、強化していくことや、複数集落のネットワーク化を推進することも必要とされています。</p>	●
51	19	<p>2 集落機能の維持・活性化 人口減少や高齢化により低下傾向にある相互扶助等の集落機能が維持・活性化されるよう、集落等が自主的・自発的に行う地域の課題解決の取組を支援するとともに、外部の人材活用も含め、集落をけん引する人材の育成を図ります。 また、集落支援員____や地域おこし協力隊制度の活用、NPO、都市住民などの多様な主体による地域づくり活動への参加____を促進するとともに、移住・定住情報を発信するほか、基幹集落等における生活環境の整備と空き家等の有効活用等を図ります。 集落機能の維持・向上を図るため、集落間を結ぶ地域内道路、基幹集落と近隣の都市とを結ぶ幹線道路など交通ネットワーク上における危険箇所の解消等を推進します。 日々の暮らしに必要な買い物や医療、教育、公共交通の確保を図ります。また、過疎地域の生活インフラでもある燃料供給拠点としてのガソリンスタンド(サービスステーション)の維持を支援します。</p>	<p>2 集落機能の維持・活性化 人口減少や高齢化により低下傾向にある相互扶助等の集落機能が維持・活性化されるよう、集落等が自主的・自発的に行う地域の課題解決の取組を支援するとともに、外部の人材活用も含め、集落をけん引する人材の育成を図ります。 また、集落支援員制度や地域おこし協力隊制度の活用、NPOや都市住民などの多様な主体による地域づくり活動への参加、複数集落のネットワーク化や地域運営組織の形成を促進するとともに、移住・定住情報を発信するほか、基幹集落等における生活環境の整備と空き家等の有効活用等を図ります。 集落機能の維持・向上を図るため、集落間を結ぶ地域内道路、基幹集落と近隣の都市とを結ぶ幹線道路など交通ネットワーク上における危険箇所の解消等を推進します。 日々の暮らしに必要な買い物や医療、教育、公共交通の確保を図ります。また、過疎地域の生活インフラでもある燃料供給拠点としてのガソリンスタンド(サービスステーション)の維持を図ります。</p>	●
52	19	<p>3 集落の再編 高齢化の進行、人口減少等により集落の基礎条件が著しく低下した集落、地理的条件から交通の利便が極度に悪く、医療、教育など基礎的な公共サービスの確保が困難な集落、あるいは急傾斜地等の危険地域にある集落について、地域からの要望がある場合には、その意見を尊重しながら過疎地域集落再編整備事業等を活用し移転対策を支援します。</p>	<p>3 集落の再編 高齢化の進行、人口減少等により集落の基礎条件が著しく低下した集落、地理的条件から交通の利便が極度に悪く、医療、教育など基礎的な公共サービスの確保が困難な集落、あるいは急傾斜地等の危険地域にある集落について、地域からの要望がある場合には、その意見を尊重しながら過疎地域集落再編整備事業を活用するなど、集落の再編を進めます。</p>	●

No.	ページ	旧:現行の県過疎方針(令和3年度～令和7年度)	新:新たな県過疎方針(令和8年度～令和12年度)	●:修正有
53	20	<p>第11 地域文化の振興等</p> <p>1 地域文化の振興等の方針 持続可能な地域をつくるには、地域で生活している住民が、地域に対して誇りや愛着を持って暮らせることが、<u>持続可能な地域をつくる上で</u>重要です。 過疎地域には、地域特有の伝統文化、生活文化、歴史、芸能等が数多く残されており、地域住民がこれらを再認識し、その保存、伝承を図っていくことは、地域住民の地域への「誇り」や「郷土愛」につながるものであることから、伝統文化、生活文化、歴史、芸能など地域における文化の振興を図るとともに、地域文化等の地域資源をいかした個性豊かで魅力的な地域づくりを進めていく必要があります。</p>	<p>第11 地域文化の振興等</p> <p>1 地域文化の振興等の方針 持続可能な地域をつくるには、地域で生活している住民が、地域に対して誇りや愛着を持って暮らせることが、<u>重要</u>です。 過疎地域には、地域特有の伝統文化、生活文化、歴史、芸能等が数多く残されており、地域住民がこれらを再認識し、その保存、伝承を図っていくことは、地域住民の地域への「誇り」や「郷土愛」につながるものであることから、伝統文化、生活文化、歴史、芸能など地域における文化の振興を図るとともに、地域文化等の地域資源をいかした個性豊かで魅力的な地域づくりを進めていく必要があります。</p>	●
54	20	<p>2 地域文化の振興等 地域特有の伝統文化、生活文化、歴史、芸能等の継承に努め、時代の変化に応じた文化の振興、保存等の活動を支援するとともに、地域資源をいかした文化振興を図ることにより、人と地域のきずなを強め、温かで潤いのある地域づくりを進めます。 また、地域住民が身近な場所で文化・芸術に親しめる機会の提供、充実を図るとともに、文化活動のリーダー等の育成を図ります。</p>	<p>2 地域文化の振興等 地域特有の伝統文化、生活文化、歴史、芸能等の継承に努め、時代の変化に応じた文化の振興、保存等の活動を支援するとともに、地域資源をいかした文化振興を図ることにより、人と地域のきずなを強め、温かで潤いのある地域づくりを進めます。 また、地域住民が身近な場所で文化・芸術に親しめる機会の提供、充実を図るとともに、文化活動のリーダー等の育成を図ります。</p>	
55	20	<p>3 地域文化の振興等に係る施設整備 地域における文化活動の促進や保存、活動の場となる地域文化振興施設の機能の拡充と整備、再編に努めます。 施設の整備に当たっては、広域的な連携を図りながら計画的、効率的に整備するとともに、地域住民が施設間を広域的に利用できるシステムの確立を促進します。</p>	<p>3 地域文化の振興等に係る施設整備 地域における文化活動の促進や保存、活動の場となる地域文化振興施設の機能の拡充と整備、再編に努めます。 施設の整備に当たっては、広域的な連携を図りながら計画的、効率的に整備するとともに、地域住民が施設間を広域的に利用できるシステムの確立を促進します。</p>	
56	20	<p>4 個性豊かで魅力的な地域づくりの推進 地域住民やボランテイア、NPO等の多様な主体による地域づくりを進めます。 また、地域の特性や課題を踏まえて、地域づくり団体等が主体的に行う多様な地域づくり活動を支援します。</p>	<p>4 個性豊かで魅力的な地域づくりの推進 地域住民やボランテイア、NPO等の多様な主体による地域づくりを進めます。 また、地域の特性や課題を踏まえて、地域づくり団体等が主体的に行う多様な地域づくり活動を支援します。</p>	●
57	21	<p>第12 再生可能エネルギーの利用の推進</p> <p>1 再生可能エネルギーの利用の推進の方針 過疎地域は、森林資源を始め、再生可能エネルギーとしての活用が期待される多様な地域資源に恵まれているといった優位性をいかし、環境と経済の好循環により活力ある地域形成を図るため、それぞれの地域特性に応じた再生可能エネルギーの利用を推進します。</p>	<p>第12 再生可能エネルギーの利用の推進</p> <p>1 再生可能エネルギーの利用の推進の方針 過疎地域は、森林資源を始め、再生可能エネルギーとしての活用が期待される多様な地域資源に恵まれているといった優位性をいかし、環境と経済の好循環により活力ある地域形成を図るため、それぞれの地域特性に応じた再生可能エネルギーの利用を推進します。</p>	
58	21	<p>2 地域が主体となった再生可能エネルギーの導入 「福島県再生可能エネルギー推進ビジョン2021」に基づき、太陽光発電、風力発電、小水力発電、バイオマス発電・熱利用等の地域の特性や環境に応じた再生可能エネルギーの導入を促進します。 また、事業者、高等教育機関、NPO等民間団体、行政など多様な主体の連携等により、再生可能エネルギーの更なる利活用推進に向けた理解促進を図るとともに、自家消費や地産地消型の再</p>	<p>2 地域が主体となった再生可能エネルギーの導入 「福島県再生可能エネルギー推進ビジョン2021」に基づき、太陽光発電、風力発電、小水力発電、バイオマス発電・熱利用等の地域の特性や環境に応じた再生可能エネルギーの導入を促進します。 また、事業者、高等教育機関、NPO等民間団体、行政など多様な主体の連携等により、再生可能エネルギーの更なる利活用推進に向けた理解促進を図るとともに、自家消費や地産地消型の再</p>	
59	21	<p>第13 その他</p> <p>第2から第12に記載の事業のほか、関係機関が行う、過疎地域の持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力の更なる向上の実現に資する取組を支援します。</p>	<p>第13 その他</p> <p>第2から第12に記載の事業のほか、関係機関が行う、過疎地域の持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力の更なる向上の実現に資する取組を支援します。</p>	